

資料 2 1 - 1

平成24年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可

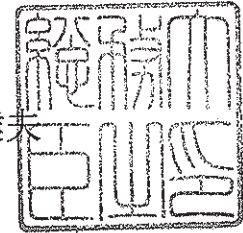
(諮問第1066号)



諮問第1066号
平成24年3月29日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 高橋 温 殿

総務大臣 川端 達夫



諮問書

郵便事業株式会社代表取締役社長 鍋倉 眞一から、平成24年2月27日付け郵総務第29号により、平成24年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手に付加された寄附金に関し、当該寄附金の寄附目的に係る団体でお年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号。以下「法」という。）第7条第3項の規定による寄附金を配分すべきもの及び当該団体ごとの配分すべき額の決定並びに同条第4項の当該配分に係る寄附金の使途の適正を確保するために当該団体が守らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項について、別添のとおり、同条第5項の規定に基づく認可の申請があった。

これらについて審査した結果は、別紙のとおりであり、申請内容は、法の規定に適合しており妥当なものであると認められる。よって、同条第5項の認可をすることとしたい。

上記について、法第11条の規定に基づき諮問する。

平成 24 年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等についての認可申請に関する審査結果

申請された平成 24 年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体及び配分団体ごとの配分すべき額並びに配分団体が守らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項については、以下のとおり、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号。以下「法」という。）、お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 279 号。以下「政令」という。）及びお年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 7 号。以下「施行規則」という。）の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理 由
【政令】 （寄附金の配分団体等の決定の認可） 第 3 条 会社は、法第 7 条第 5 項の認可を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、認可申請書に前条第 1 項の申請書の写し及び同条第 2 項の添付書類の写しを添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。 【施行規則】 （認可申請書に記載する事項） 第 2 条 令第 3 条の認可申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 配分団体の名称及び住所 二 配分団体ごとの寄附金を使用して行おうとする事業の概要 三 配分団体ごとの配分すべき額 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。 一 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法 二 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号。以下「法」という。）第 7 条第 2 項の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳 三 法第 9 条第 2 項の規定により寄附金に充てられた金額	適	1 <u>認可申請書に記載する事項及び申請書に添付する書類</u> 郵便事業株式会社（以下「会社」という。）から提出された認可申請書には、施行規則第 2 条第 1 項各号に定める事項が別添申請書の別添 1 のとおり記載されているほか、施行規則第 2 条第 2 項各号に定める書類が添付されており、認可申請書に記載する事項及び申請書に添付する書類については、政令第 3 条及び施行規則第 2 条の規定に適合し、妥当なものと認められる。

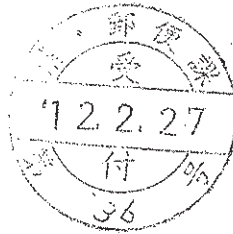
審査基準	審査結果	理 由
【法】 第7条 2 会社は、前項の規定により取りまとめた寄附金（次条及び第9条を除き、以下単に「寄附金」という。）の額から、当該寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに同項の規定による取りまとめのため会社において特に要した費用の額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため会社において特に要する費用の額を控除するものとする。	適	<u>2 取りまとめた寄附金から控除する費用及び配分団体ごとの配分すべき額</u> (1) <u>取りまとめた寄附金から控除する費用</u> 会社は、寄附金の額から控除する費用の額のうち、寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに当該寄附金に係る取りまとめのために特に要した費用として、寄附金公募の周知費用（周知用チラシ、新聞広告掲載料）等を計上しているところ、当該費用の額は、適切に積算されていることから、法第7条第2項の規定に適合し、妥当なものと認められる。 また、会社は、寄附金の額から控除する費用の額のうち、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のために特に要する費用として、寄附金の管理等に要する人件費等を計上しているところ、当該費用の額は、適切に積算されており、かつ、法第7条第2項に定める限度額を超えないものであることから、当該費用の額については、法第7条第2項の規定に適合し、妥当なものと認められる。 ※ 今回の寄附金の配分に当たって会社が控除する費用 ○ 一般寄附金 ア 寄附金付お年玉付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめに特に要した費用 ① 使途 ・ 寄附金公募の周知費用（周知用チラシ、新聞広告掲載料）等 ② 金額 ・ 738 万円 イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用 ① 使途 ・ 寄附金の管理等に要する人件費等 ② 金額 ・ 698 万円 ・ 法第7条第2項で定める上限（寄附金額 6 億 7,838 万円の 100 分の 1.5 に相当する額：1,018 万円）の範囲を超えていない。 ○ カーボンオフセット寄附金 ア 寄附金付お年玉付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめに特に要した費用 ① 使途 ・ 寄附金公募のために要した人件費 ② 金額

審査基準	審査結果	理 由
		・ 14 万円 - イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用 ① 使途 ・ 寄附金の管理等に要する人件費等 ② 金額 ・ 57 万円 ・ 法第 7 条第 2 項で定める上限（寄附金額：5,359 万円の 100 分の 1.5 に相当する額：80 万円）の範囲を超えていない
【法】 第 5 条 2 前項の寄附金は、次の各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを寄附目的とするものでなければならない。 - 一 社会福祉の増進を目的とする事業 - 二 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業 - 三 がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業 - 四 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業 - 五 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業 - 六 文化財の保護を行う事業 - 七 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業 - 八 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業 - 九 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業 - 十 地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業 第 7 条 3 <u>会社は、前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第 5 条第 3 項の規定により公表した同項第 1 号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定するものとする。</u> 5 会社は、<u>第 3 項の規定による決定をし、又は前項に規定する当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。</u>	適	<u>(2) 配分団体及び配分団体ごとの配分すべき額の決定（申請書中別添 1 参照）</u> 配分団体の決定については、寄附金の公募要領によれば、会社において、申請団体の資格及び法第 5 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行う団体か否かについての内容審査を行った上で公募時に公表している審査基準に則って、社外有識者から構成される審査委員会で審議等を経て付された優先順位に従って決定し、上記(1)の費用の額を控除した後の寄附金における、配分団体ごとの配分すべき額の決定については、寄附金の公募要領によれば、会社において、申請額を基本として審査委員会が必要に応じて行う査定に基づいて決定していることから、審査の過程については、公正であると認められる。以上より、法第 7 条第 3 項に規定する配分団体及び配分団体ごとの配分すべき額の決定は妥当なものと認められる。

審査基準	審査結果	理 由
【法】 第7条 4 会社は、前項の規定による決定をするに当たっては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の使途の適正を確保するために<u>当該配分団体が守らなければならない事項並びに配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項を定めるものとする。</u> 5 会社は、第3項の規定による決定をし、又は前項に規定する<u>当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。</u>	適	3 <u>配分団体が守らなければならない事項（申請書中別添2参照）</u> 配分団体が守らなければならない事項については、その内容として、配分金の使途制限、実施計画の変更、配分金の経理に関するもの等が定められており、配分金の使途の適正を確保するために必要十分なものであることから、法第7条第4項の規定に適合し、妥当なものと認められる。
【法】 第7条 4 会社は、前項の規定による決定をするに当たっては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の使途の適正を確保するために<u>当該配分団体が守らなければならない事項並びに配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項を定めるものとする。</u> 5 会社は、第3項の規定による決定をし、又は前項に規定する<u>当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。</u>	適	4 <u>配分金の使途についての監査に関する事項（申請書中別添3参照）</u> 配分金の使途についての監査に関する事項については、その内容として、監査に応ずる義務、監査の実施時期、監査の実施方法が定められており、配分金の使途の適正を確保するために必要十分なものであることから、法第7条第4項の規定に適合し、妥当なものと認められる。

別添

郵 総 務 第 2 9 号
平成 2 4 年 2 月 2 7 日

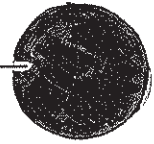


総務大臣

川端 達夫 様

郵便事業株式会社

代表取締役社長 鍋倉 眞一



平成 2 4 年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付
お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体等の認可申請書

お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 2 4 年法律第 2 2 4 号）第 7 条第 5 項及
びお年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和 3 3 年政令第 2 7 9 号）第 3 条の
規定に基づき、平成 2 4 年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金
付お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体及び配分額並びに配分団体が守
らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項について、
認可を受けたいので申請します。

1 配分団体及び配分額

別添 1 のとおり

2 配分団体が守らなければならない事項

別添 2 のとおり

3 配分金の使途についての監査に関する事項

別添 3 のとおり

平成24年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体及び配分額について

1 年賀寄附金

配分団体総数 314団体 配分額総額 688,246,000円

(1) 一般助成(281団体 557,374,000円)

①社会福祉の増進を目的とする事業(226団体 431,317,000円)

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
社会福祉法人 あけぼの福祉会	045-0024	北海道岩内郡岩内町字野東210番地	障がい者支援施設の石鹼製造プラント粉塵対策のための集塵機新規設置事業	1,030,000
社会福祉法人 旭聖会	078-8208	北海道旭川市東旭川町下兵村117番地6	知的障がい者更生施設の福祉車両の更改事業	1,000,000
社会福祉法人 木古内菰愛会	049-0412	北海道上磯郡木古内町字大平60番地の7	特別養護老人ホームの給食サービス機器の食器消毒保管庫の更新事業	462,000
特定非営利活動法人 くしろ・ビーぶる	085-0058	北海道釧路市愛国東3-9-28	知的障害者通所施設の除雪機器の新規設置事業	437,000
社会福祉法人 黒松内つくし園	048-0101	北海道寿都郡黒松内町字黒松内562番地1	養護老人ホームの除雪ボランティアのための除雪機購入事業	2,000,000
特定非営利活動法人 地域福祉支援センターちいさな手	081-0038	北海道上川郡新得町西3線50番地15	平成24年介護保険制度改正に伴う新規ソフト導入のための対応機器の整備及び環境整備事業	220,000
社会福祉法人 徳風会	046-0022	北海道余市郡余市町沢町5丁目78番地	養護老人ホームの通院・外出・送迎用車両の更改事業	1,600,000
特例社団法人 北海道ろうあ連盟	060-0002	北海道札幌市中央区北2条西7丁目 道立道民活動センター内	聴覚障害者の情報保障または社会参加および福祉向上のための映像機器の整備事業	701,000
特定非営利活動法人 ホップ障害者地域生活支援センター	065-0020	北海道札幌市東区北20条東1丁目5-1 大西ビル1階	障害者の移動における支援拡充のための先駆的取り組み事例調査事業	500,000
社会福祉法人 ボロシリ福祉会	089-1371	北海道河西郡中札内村上札内基線324番地12	知的障害者授産施設の通院送迎用車両の更改事業	1,300,000
社会福祉法人 稚内市社会福祉事業団	097-0027	北海道稚内市富士見5丁目1178番地の1	養護老人ホームの給水・給湯・暖房管の老朽化のための改修事業	5,000,000
特定非営利活動法人 農楽郷 h i b i k i	034-0052	青森県十和田市大字藤島字小山37-1	就労継続支援A・B型事業所の農地、果樹園管理のための管理機器の設置事業	1,000,000
社会福祉法人 八森峰浜ふくし会	018-2501	秋田県山本郡八峰町峰浜水沢字下カッチキ台41番地14	デイサービスセンターの外出・送迎用車両の更改事業	3,214,000
特定非営利活動法人 人生いきいきクラブいわて	020-0851	岩手県盛岡市向中野字八日市場27番地1	地域で創作活動をする高齢者の支援交流事業	500,000
社会福祉法人 仙台いのちの電話	981-0904	宮城県仙台市青葉区旭ヶ丘3-27-3	インターネット相談充実のためのコーディネーター養成事業	500,000
社会福祉法人 いわき福音協会	970-8001	福島県いわき市市平上平産字羽黒40-44	福祉ホームの雨漏りに伴う改修事業	5,000,000
社会福祉法人 多宝会	960-8035	福島県福島市本町4番23号	居室の洗面温水器設置と水栓改修事業	4,000,000
特定非営利活動法人 福島県パートナーズドッグ普及委員会	963-1302	福島県郡山市熱海町高玉字抜山1-1	福島県内福祉施設でのアニマルセラピー事業	400,000
特定非営利活動法人 福島市聴覚障害者福祉会	960-8162	福島県福島市南町125番地	クッキー等の袋と真空パックための機器導入事業	289,000
特定非営利活動法人 ふくしま成年後見センター	960-8111	福島県福島市五老内町6-4 フジコーポラス101	高齢者等の権利擁護を図るための成年後見等利用促進事業	500,000
特定非営利活動法人 みどりの杜福祉会	970-8025	福島県いわき市市平南白土2-1-5	知的、精神、身体障がい者授産施設の加工食品製造機器の新規設置事業	2,110,000
社会福祉法人 慈量福祉会	300-1622	茨城県北相馬郡利根町布川3003-2	保育園雨漏り対策のための屋上その他補修事業	4,330,000
社会福祉法人 栃木いのちの電話	320-8508	栃木県宇都宮市若草1丁目10番6号 とちぎ福祉プラザ内	相談事業の充実を図るための印刷機の購入事業	1,300,000
特定非営利活動法人 アシスト秩父	368-0051	埼玉県秩父市中村町3-12-23	障害者、高齢者等の外出のための車椅子対応車更改事業	1,100,000
社会福祉法人 久美愛園	336-0911	埼玉県さいたま市緑区三室1431	障害者支援施設の外支援助用車椅子対応車の更改事業	1,200,000
特定非営利活動法人 子ども文化ステーション	331-0823	埼玉県さいたま市北区日進町3-757-2 さいたま北NP0プラザ202	乳幼児(0歳～3歳児)の豊かな心を育むためのシアタースタート参加型事業	500,000
社会福祉法人 彩虹会	349-1132	埼玉県加須市旗井1175	知的障害者授産施設の外出・送迎車両の更改事業	2,395,000
社会福祉法人 翠浩会	360-0832	埼玉県熊谷市小島527	障害者支援施設の送迎用車両の配備事業	2,500,000
社会福祉法人 清陵会 行田保育園	361-0011	埼玉県行田市荒木4961番地	保育園の送迎用車両の更改事業	2,034,000

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称		住 所		
特定非営利活動法人 大地の郷	355-0137	埼玉県比企郡吉見町大字久保田1036番地	就労継続B型施設の農作業拡大のためのトラクターの新規配備事業	2,500,000
特定非営利活動法人 ヒールアップハウス	333-0862	埼玉県川口市北園町12-20-101	障害者のバン作り改革のための製造機器の増設事業	1,400,000
特定非営利活動法人 ほっとポット	339-0052	埼玉県さいたま市井岩根区太田1-2-14	地域生活サポートホームの巡回訪問用の車両増備事業	950,000
社会福祉法人 みのり福祉会	350-1305	埼玉県狭山市入間川3273-23	多機能型支援施設の生活介護事業に係る送迎車両の新規配備事業	2,000,000
社会福祉法人 吉川仲よし会	342-0041	埼玉県吉川市保1-24-1	保育園の日差し対策のための改修事業	3,300,000
特定非営利活動法人 L i g h t s	331-0811	埼玉県さいたま市北区吉野町1-433-7	障がいのある小中学生向けキャリア教育実施のための印刷機新規設置事業	1,300,000
特定非営利活動法人 あおぞら	289-2503	千葉県旭市江ヶ崎441番地	施設の老朽化による内装改修及び洗面台・スロープ設置事業	3,087,000
特定非営利活動法人 いちかわ市民文化ネットワーク	272-0823	千葉県市川市東菅野5-8-21-201	障害者の自己実現と社会参加のためのチャレンジ・アーツ教室開催事業	500,000
特定非営利活動法人 しいの木会	290-0075	千葉県市原市南国分寺台五丁目3番地5	新設する障害者作業所のエアコンと厨房設備の設置事業	1,300,000
社会福祉法人 寿好会	266-0011	千葉県千葉市緑区鎌取町75-1	デイサービスセンターの送迎用車両の増車事業	2,000,000
社会福祉法人 高柳福祉会	277-0941	千葉県柏市高柳668-1	障害者の共同生活介護等事業の設備基準に適合するための改修事業	5,000,000
社会福祉法人 千葉いのちの電話	260-0012	千葉県千葉市中央区本町3丁目1-16	自殺予防相談の通話録音機器の更改整備事業	1,330,000
社会福祉法人 花和会	264-0016	千葉県千葉市若葉区大宮町2107	特別養護老人ホームのエアコン更新事業	2,987,000
特定非営利活動法人 ロンの家福祉会	274-0825	千葉県船橋市前原西3-8-6 大沢ビル102	障害者支援施設の沈下修正、壁の補強をするための改修事業	5,000,000
特定非営利活動法人 I L o v e つづき	224-0001	神奈川県横浜市都筑区中川1-4-1-411	地域と障がい者が取り組む地域ブランドネットショップ事業	2,872,000
特定非営利活動法人 ウエスト神奈川女性の人権を守る会	258-0003	神奈川県小田原市足柄上郡松田町松田惣領2060-8	D V 被害者電話相談事業	5,000,000
特定非営利活動法人 子育てひろば全国連絡協議会	222-0021	神奈川県横浜市港北区篠原北一丁目2番18号	私の3. 1 1 幼児家庭の震災の記録集制作事業	3,800,000
社会福祉法人 さがみ愛育会	252-0206	神奈川県相模原市中央区淵野辺1-16-5	障害者生活介護事業所の送迎等のための車両増備事業	2,000,000
特定非営利活動法人 市民の会 寿アルク	231-0025	神奈川県横浜市中区松影町3丁目11番地2 三和物産松影ビル2階	老朽化した厨房施設設備の整備改修事業	900,000
社会福祉法人 翔の会	253-0008	神奈川県茅ヶ崎市芹沢786	新規特別養護老人ホームの送迎等のための車両の新規配備事業	1,600,000
特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ協会	231-0006	神奈川県横浜市中区南仲通4-39 石橋ビル3階	困難を抱えている若者達の働く機会を拡大するための地域サービス弁当事業	500,000
社会福祉法人 愛寿会	408-0031	山梨県北杜市長坂町小荒間1293	入浴用車椅子整備事業	250,000
社会福祉法人 日本介助犬福祉協会	401-0501	山梨県南都留郡山中湖村山中262番地の1	介助犬使用者が語る実際の介助犬との生活DVD製作事業	4,000,000
特定非営利活動法人 フードバンク山梨	400-0306	山梨県南アルプス市小笠原317 サンシャインビル1階	食品の集配・配達に使用する車両の新規配備事業	1,244,000
社会福祉法人 いのちの電話	102-0071	東京都千代田区富士見1-2-32	ネット世代のこころの支援のためのインターネット相談推進事業	3,138,000
社会福祉法人 桜雲会	169-0075	東京都新宿区高田馬場4-11-14-102	視覚障害者のキャリア教育推進のための基礎資料の作成普及事業	3,207,000
特定非営利活動法人 風の子会	125-0031	東京都葛飾区西水元5-11-3	重度障がい者の自立と社会参加のための余暇活動支援事業	500,000
更生保護法人 更新会	169-0051	東京都新宿区西早稲田1-21-1	被保護者居室の空調機の更新事業	1,800,000
特定非営利活動法人 ことばの道案内	114-0023	東京都北区滝野川7-2-7-101	視覚障がい者のためのことばでわかる駅情報作成ソフトウェアの開発と駅情報及び周辺郵便局までのことばの道案内制作事業	2,700,000
社会福祉法人 さばうとにじゅういち	141-0021	東京都品川区上大崎2丁目12番2号 ミズホビル5階	震災復興時における多文化共生社会促進のための定住外国人支援事業	3,815,000
特定非営利活動法人 市民シンクタンクひと・まち社	160-0021	東京都新宿区歌舞伎町2-19-13 ASKビル6F	市民後見活動に向けた人材育成事業	1,000,000
特定非営利活動法人 すみださわやかネット	131-0032	東京都墨田区東向島2丁目11番13号	高齢者同士のふれあいの場づくりを通じた、安心して地域で住み続けられる拠点活用型活動事業	500,000
特定非営利活動法人 全国就労支援事業者機構	151-0051	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-9 更生保護会館3F	機器購入（デジタル印刷機）事業	1,995,000
社会福祉法人 太陽福祉協会	190-0181	東京都西多摩郡日の出町大久野5107	障害者支援施設の送迎用車両の新規配備事業	1,200,000

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
特定非営利活動法人 男女平等参画推進 みなと（略称：G E M）	108- 0075	東京都港区港南3-4-8-1111	D V防止を目的とした講演会の報告冊子の作成・ 配布等事業	420,000
更生保護法人 東京実華道場	113- 0034	東京都文京区湯島4-8-15	施設のエアコン機器入替事業	525,000
特定非営利活動法人 日本コンチネンス 協会	167- 0041	東京都杉並区善福寺1-4-2 樹里ハイム103	高齢者や障害者のための「排泄の悩み電話相談」 強化事業	2,464,000
特例社団法人 日本でんかん協会	162- 0051	東京都新宿区西早稲田2-2-8 全国心身障害 児福祉財団ビル4F	てんかん発作における救急搬送に関する指標づく りと啓発活動事業	4,000,000
特定非営利活動法人 日本A S L 協会	102- 0072	東京都千代田区飯田橋3-3-11 飯田橋ばんら いビル701	国際手話教育及び通訳養成のための教材開発事業	500,000
社会福祉法人 日本盲人会連合	169- 8664	東京都新宿区西早稲田2-18-2	視覚障害者用音訳図書製作及び貸出業務に係るカ セットテープデュプリケーター（コピー機）導入 事業	1,800,000
特定非営利活動法人 ぱれっと	150- 0011	東京都渋谷区東3-19-9恵比寿イーストビル 101	福祉作業所の会報誌印刷等に使用する印刷機の更 改事業	700,000
特定非営利活動法人 東村山手をつなぐ 親の会	189- 0021	東京都東村山市諏訪町1丁目10番地1	知的障害者（児）のための施設の耐震強度補強事 業	1,200,000
特定非営利活動法人 文化学習協同ネッ トワーク	181- 0013	東京都三鷹市下連雀1-14-3	無業・ひきこもり状態の若者、発達障害の課題を もつ若者のための輸送用車両の新規配備事業	1,736,000
社会福祉法人 ベテスタ奉仕女母の家	178- 0061	東京都練馬区大泉学園町7-17-30	調理作業の省力化のための食器洗浄機設置事業	2,200,000
社会福祉法人 村山福祉会	208- 0023	東京都武蔵村山市伊奈平6-14-2	入所者用洗濯物乾燥機の老朽化に伴う機器の更新 整備事業	687,000
社会福祉法人 浴風会	168- 0071	東京都杉並区高井戸西1-12-1	高齢者の介護家族を支援するための電話相談事業	5,000,000
更生保護法人 両全会	151- 0052	東京都渋谷区代々木神園町3番40号	生活必需機器（洗濯機・乾燥機）の購入事業	910,000
特定非営利活動法人 わたげ	197- 0814	東京都あきる野市二宮1051-2	知的障害者ケアホームの避難用らせん滑り台設置 事業	2,500,000
特定非営利活動法人 e-MADO 病 気のこどもの総合ケアネット	390- 8621	長野県松本市旭3-1-1 国立大学法人信州大 学医学部附属病院内	在宅障がい児の成長に連動した新しい遠隔リハビ リ技術の開発事業	4,500,000
特定非営利活動法人 ケ・セラ	399- 0031	長野県松本市芳川小屋650-29	演奏活動の楽器運搬のための車両増備事業	970,000
社会福祉法人 ながのコロニー	388- 8011	長野県長野市篠ノ井布施五明464番地1	長野福祉工場の安全性・生産効率の向上のための 無線綴機の更新事業	5,000,000
更生保護法人 長野司法厚生協会	380- 0873	長野県長野市新諏訪一丁目1番8号	高齢・障害者のためのバリアフリー対策工事業	700,000
社会福祉法人 はなぞの会	381- 2247	長野県長野市青木島3丁目10番地3	保育園の送迎用車両の更改事業	1,200,000
特定非営利活動法人 山の遊び舎はらべ こ	399- 4432	長野県伊那市東春近3660	園舎屋根の老朽化のための改修事業	1,900,000
社会福祉法人 加茂市社会福祉協議会	959- 1392	新潟県加茂市幸町2丁目3番5号	送迎用車両の更改事業	2,200,000
社会福祉法人 上越頸城福祉会	949- 3116	新潟県上越市大潟区犀潟410-2	グループホームの通院・外出・送迎用車両の新規 配備事業	1,500,000
社会福祉法人 心友会	956- 0004	新潟県新潟市秋葉区大鹿522番地	送迎用車両の更改事業	2,500,000
特例社団法人 新潟県精神障害者家族会 連合会	950- 0994	新潟県新潟市中央区上所2-2-3 新潟ユニゾ ンプラザハート館	精神障害者への正しい理解を広げ、ノーマライ ゼーションの実現を目指す啓発事業	300,000
特定非営利活動法人 ひなたの杜	950- 0005	新潟県新潟市東区太平4丁目13-10	知的障害者の日中活動を支援するオリーブ栽培 キット製造の新規設置事業	1,189,000
社会福祉法人 見附福祉会	954- 0052	新潟県見附市学校町2丁目13番31号	屋上防水シート老朽化のための改修事業	5,000,000
特定非営利活動法人 いちにのさんぽデ イサービス	933- 0235	富山県射水市海老江練合570	富山型デイサービス練合送迎用車両の更改事業	1,000,000

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
公益財団法人 富山県アイバンク	930-0194	富山県富山市杉谷2630番地	提供眼球の摘出から保存作業にかかわる機器整備事業	1,500,000
社会福祉法人 フォーレスト八尾会	939-2304	富山県富山市八尾町黒田53-3	就労継続支援（B型）事業所の送迎・就労支援のための新規車両配備事業	1,897,000
特定非営利活動法人 サポートステーションWakuWaku	920-0867	石川県金沢市長土堀2丁目2-20	指定障害者福祉サービス事業所の送迎・外出用車両の増備事業	1,800,000
社会福祉法人 むつみ会	921-8106	石川県金沢市十一屋町4-34	指定障害者福祉サービス事業所の送迎・外出用車両の更改造業	1,861,000
社会福祉法人 つつじ会	916-0021	福井県鯖江市三六町1丁目2-5-1	農業機械の新規設置事業	355,000
社会福祉法人 六条厚生会	918-8135	福井県福井市下六条町217番4	精神障害者の共同生活援助及び共同生活介護事業所の建物改修事業	5,000,000
社会福祉法人 芦山会	915-0043	福井県越前市庄田町25-4-3	障がい者福祉サービス事業所等の送迎用車両の新規配備事業	1,499,000
社会福祉法人 伊豆市社会福祉協議会	410-2505	静岡県伊豆市八幡33-1	「地域ぐるみの子育て支援」のためのサポーターとして人材育成と子育て・親育ち事業	421,000
社会福祉法人 昭隆会	417-0801	静岡県富士市大淵2815-2	地域活動支援センターの木製デッキ老朽化のための補修事業	700,000
特定非営利活動法人 ひつじの会	438-0074	静岡県磐田市二之宮302-11	厨房機器整備事業	4,096,000
特定非営利活動法人 リペラインダストリア	411-0855	静岡県三島市本町7-28	作業場の移動・拡張事業	3,410,000
特定非営利活動法人 あたたかい心	464-0075	愛知県名古屋市中千種区内山一丁目11番16号	農業、福祉共同の農業担い手と障害者就労支援のための農福共同事業	500,000
特定非営利活動法人 心豊かにA R D の会	488-0083	愛知県尾張旭市旭ヶ丘町旭ヶ丘5656-6	「届けよう!広げよう!絆つなぎの押し花はがき」事業	500,000
社会福祉法人 すいと福祉会	483-8404	愛知県江南市小杵町林125番地	送迎用車両の整備事業	1,000,000
社会福祉法人 成祥福祉会	485-0056	愛知県小牧市小木南二丁目88番	小規模特別養護老人ホームの通院・外出・送迎用車両の更改造業	1,000,000
社会福祉法人 ぜんよう会	444-2121	愛知県岡崎市鴨田町字南塊場2の1	保育園の雨漏り対策のための屋上補修、塗装事業	650,000
社会福祉法人 武豊町社会福祉協議会	470-2392	愛知県知多郡武豊町長尾山2（思いやりセンター内）	知的障がい者就労継続支援B型事業の生産設備増強及び工賃増額のための煎餅製造味付機器の新規設置事業	390,000
社会福祉法人 立田南福祉会	496-0942	愛知県愛西市山路町荒山59	保育園の視聴覚教育、体育用の新しいワイヤレスアンプを購入する事業	220,000
特定非営利活動法人 豊田ハンディキャプの会	471-0877	愛知県豊田市錦町2-21-1	車椅子生活者が地域で暮らすために必要な移送サービスを行うための講習会事業	400,000
社会福祉法人 年長福祉会	441-1203	愛知県豊川市足山町年長1番地6	ホテルの郷利用者の高齢化と重度化にともなう廊下の改修事業	5,000,000
特定非営利活動法人 ファミリーステーションR i n	470-0104	愛知県日進市岩藤町陸見63	子育て支援事業を実施する施設の老朽化及び耐震補強のための改修事業	4,452,000
更生保護法人 岐阜県共助会	500-8815	岐阜県岐阜市梅河町2-1	厨房器具取替等事業	3,075,000
社会福祉法人 博愛福祉会	501-3782	岐阜県美濃市長瀬545番地	保育園の大量調理対応と衛生管理向上及び食育推進のための給食機器新規設置事業	650,000
特定非営利活動法人 アイ・コラボレーション伊賀	518-0816	三重県伊賀市中友生1240	障がい者パソコン講座等のためのノートパソコン新規設置事業	500,000
社会福祉法人 あいプロジェクト	510-0805	三重県四日市市東阿倉川254番地3	知的障がい者作業所の製菓材料等の保存のための冷凍冷蔵機器の増備設置事業	520,000
特定非営利活動法人 安濃津福祉会	514-0116	三重県津市夢が丘一丁目6番地2	高齢者、障がい者の通所介護事業のための送迎用車両の整備事業	1,100,000
特定非営利活動法人 新邦楽四ッ葉グループ	511-0426	三重県いなべ市北勢町其原1951番地	全国文化フォーラム共催事業	250,000
特定非営利活動法人 すずか希望の里	513-0824	三重県鈴鹿市道伯町2403番地	介護や認知症などに関する“講演と映画のつどい”実施事業	427,000
特定非営利活動法人 三重成年後見サポートセンター	514-1122	三重県津市川方町532番地19	成年後見制度の普及推進と利用支援事業	500,000
特定非営利活動法人 浜大津子ども未来園	520-0043	滋賀県大津市中央二丁目2番20号	入浴施設及びシャワー室の設置・備品充実を含む施設整備事業	793,000
社会福祉法人 日野友愛会	529-1634	滋賀県蒲生郡日野町深山口524番地	特殊浴槽設置事業	5,000,000
社会福祉法人 えのき会	612-8002	京都府京都市伏見区桃山町山ノ下44番地8	生活介護事業所の送迎用車両の増備事業	1,200,000
特例財団法人 京都地域医療学際研究所	603-8214	京都府京都市北区紫野雲林院町17番地	介護老人保健施設の送迎用車両の増備事業	1,175,000
更生保護法人 京都保護育成会	615-0033	京都府京都市右京区西院寿町20番地	被保護者用寝具の老朽化のための更改造業	404,000

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称		住 所		
特定非営利活動法人 就労ネットウジ	611-0042	京都府宇治市小倉町老ノ木13-1 宇治小倉マンション221号	就労継続支援A型事業の清掃作業移動車両の更改事業	1,550,000
特定非営利活動法人 障害者就労支援事業所 京都フォーライフ	613-0034	京都府久世郡久御山町佐山新開地16	障害のある利用者が就労継続支援A型事業所の紙器加工事業で高収益を獲得し職業訓練を実施するための設備設置事業	3,000,000
社会福祉法人 全国手話研修センター	616-8372	京都府京都市右京区嵯峨天龍寺広道町3番地の4	就労支援センターの送迎用車両の新規配備事業	1,400,000
社会福祉法人 太陽福祉会	629-3422	京都府京丹後市久美浜町湊宮467番地の60	ヘルパーステーションの訪問介護のための車両の増車事業	913,000
社会福祉法人 福知山学園	620-1442	京都府福知山市三和町千束832	障害者支援施設における重介護者の通院等に係る車椅子対応型福祉車両の更新整備事業	1,500,000
特定非営利活動法人 水度坂友愛ホーム	610-0121	京都府城陽市寺田水度坂119-30	スリーA方式による認知症予防教室事業	500,000
社会福祉法人 壬生老人ホーム	604-8821	京都府京都市中京区壬生柳ノ宮町31	特別養護老人ホームの送迎用車両更改事業	800,000
社会福祉法人 山城福祉会	611-0041	京都府宇治市横島町石橋13番地6	知的障がい者が蚕の周年飼育による生成物を利用した商品を研究開発・生産・販売し、利用者の収入確保を図る事業	5,000,000
社会福祉法人 いずみ会	646-0036	和歌山県田辺市上屋敷1-11-44	園舎屋上及びベランダ放水と塗装工事	2,700,000
特定非営利活動法人 いきいき会	569-1147	大阪府高槻市土室町36番5号	配食サービス用の車両更改事業	800,000
社会福祉法人 いわき学園	559-0015	大阪府大阪市住之江区南加賀屋3丁目9番2号	送迎用車両の新規配備事業	1,000,000
特定非営利活動法人 エスビューロー	567-0047	大阪府茨木市美穂ヶ丘3-6-403(従たる事務所)	小児がん喪失家族のグリーフを支援するための相互啓発型コミュニティ「ロス・カレッジ」事業	4,432,000
特定非営利活動法人 オーシャンゲートジャパン	542-0086	大阪府大阪市中央区西心斎橋2-18-6 アベニュー心斎橋704号	障がい者のリハビリテーションの促進&サポーターティング技術を普及するための海洋・プール活動事業	1,000,000
社会福祉法人 オレンジの会	584-0053	大阪府富田林市大字龍泉877-78	特別養護老人ホームの通院・外出・送迎用車両の増備事業	2,000,000
社会福祉法人 杏林福祉会 木の実保育園	577-0848	大阪府東大阪市岸田堂西1丁目6番37号	業務用生ゴミ処理機の新規設置事業	1,365,000
特定非営利活動法人 SUN	537-0012	大阪府大阪市東成区大今里1-10-20	厨房・空調・トイレ・壁等の老朽化による改修事業	4,130,000
特定非営利活動法人 精神障害者支援の会ヒット	543-0002	大阪府大阪市天王寺区上汐4-5-11 吉祥苑マンション101号	障害福祉サービス就労継続支援B型事業所の厨房の業務用エアコン機器の更改事業	1,134,000
特定非営利活動法人 トウギャザー	556-0011	大阪府大阪市浪速区難波中3-8-17 学校法人エール学園2号館207	障がい者自立支援のための施設製品のカタログ販売事業	3,950,000
特定非営利活動法人 認知症の人とみんなのサポートセンター	537-0024	大阪府大阪市東成区東小橋1-18-33	相談事業の情報共有化のためのパソコン環境整備事業	280,000
特定非営利活動法人 ノーベル	530-0042	大阪府大阪市北区天満橋3-3-5 天満インキュベーションラボ302	ワーキングマザーのための子育てと仕事の両立支援冊子作成、配布事業	500,000
特定非営利活動法人 野と森の遊び文化協会	560-0022	大阪府豊中市北桜塚2-3-11-401	障がい者就労支援事業拡大のための竹粉製造機・集塵機・炭粉碎機の新規設置事業	1,800,000
社会福祉法人 蓮美幼児学園たにまちなーサリー	543-0073	大阪府大阪市天王寺区生玉寺町2-6-1・2階	園庭のプール及び砂場の整備事業	1,521,000
社会福祉法人 ばなな ともの家	593-8301	大阪府堺市西区上野芝町2-7-3 西友楽市上野芝2階	ケアホームの通院・外出・送迎用車両の新規配備事業	700,000
特定非営利活動法人 ほっと	569-1022	大阪府高槻市日吉台三番町6-1	配食用車両の更改事業	800,000
社会福祉法人 森の宮福祉会	537-0025	大阪府大阪市東成区中道2丁目4番15号	高齢者と子ども達とのふれあいのための地域交流事業	778,000
社会福祉法人 あい	661-0953	兵庫県尼崎市東園田町3丁目76番地の16	保育園の給食室の衛生管理改善のための床改修事業	400,000
社会福祉法人 サン福祉会 サン保育園	665-0884	兵庫県宝塚市山本西1-4-1	保育園の園児送迎・園外保育用車両の更改事業	2,000,000
社会福祉法人 清章福祉会	671-0205	兵庫県姫路市飾東町清住555番地	A D L、Q O L 向上を目的とする機器の更改事業	567,000
公益財団法人 どうぶつ基金	659-0004	兵庫県芦屋市奥池南町71-7	猫の不妊手術奨励及び動物愛護思想の普及啓発を行うための国民向けの啓発事業	5,000,000
社会福祉法人 フレンド	651-1313	兵庫県神戸市北区有野中町1丁目3-8	障害者就労継続B型施設の新規事業開拓のための椎茸乾燥機の新規設置事業	920,000
社会福祉法人 陽気会	651-1313	兵庫県神戸市北区有野中町2-5-19	知的障害者就労継続支援事業の新規事業開拓のための紙漉き製造機一式の新規設置事業	2,000,000
特定非営利活動法人 赤磐子どもNPOセンター	709-0816	岡山県赤磐市下市115-2 5号室	地域のみんなが集う拠点施設の家屋老朽化のための改修事業	4,800,000
特定非営利活動法人 岡山県自閉症協会	700-0807	岡山県岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ2F	自閉症についての情報発信・啓発活動に使用するプロジェクター他機器の新規設置事業	500,000
社会福祉法人 こうなん福祉会	706-0224	岡山県玉野市八浜町大崎宇天神169番地13	デイサービスセンターの送迎用車両の新規配備事業	778,000

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
社会福祉法人 稔福祉会	710-0805	岡山県倉敷市片島町34-3	特殊浴槽の更新整備事業	4,000,000
社会福祉法人 三穂の園	713-8111	岡山県倉敷市玉島服部3788-1	ケアホームの送迎車両の増設事業	2,700,000
更生保護法人 美作自修会	708-0022	岡山県津山市山下46番地の28	更生保護施設の厨房の狭隘状態解消及び衛生状態改善のための改修事業	1,200,000
社会福祉法人 鳥取県厚生事業団	689-0201	鳥取県鳥取市伏野2259番地43	障害者相談支援事業所における訪問相談支援のための車両購入	460,000
社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会	680-0845	鳥取県鳥取市富安二丁目104-2	過疎地有償運送事業で地域住民が利用する運行車両の更改	1,638,000
社会福祉法人 みどり会	689-2101	鳥取県東伯郡北栄町江北484番地3	保育園の雨漏り対策のための園舎屋上補修事業	840,000
社会福祉法人 三隅愛育会 児童養護施設 聖嚙寮	699-3212	島根県浜田市三隅町向野田409番地	児童養護施設の通院・外出・送迎用車両の更改事業	1,517,000
社会福祉法人 一れつ会	720-2419	広島県福山市加茂町字上加茂811	知的障がい者多機能型施設の機械整備のためのパソコン機器等の導入事業	1,053,000
社会福祉法人 内海福祉会	722-2632	広島県福山市内海町口2825番地3	特別養護老人ホームの通院・外出・送迎用車両の増車事業	2,000,000
社会福祉法人 輝き奉仕会	734-0042	広島県広島市南区北大河町39-1	建物附属設備老朽化のための改修事業	4,000,000
特定非営利活動法人 きっかけづくりの会	731-0141	広島県広島市安佐南区相田5丁目24-12-5	「車椅子介助者育成講座」事業	500,000
社会福祉法人 広賀会	739-0041	広島県東広島市西条町寺家4205番地	障害者支援施設のナースコール設備取替事業	5,000,000
社会福祉法人 正蔵会	720-0543	広島県福山市藤江町231番地の1	デイサービスセンターの送迎用車両の増備事業	700,000
社会福祉法人 西中国キリスト教社会事業団	738-0031	広島県廿日市市原362番地の2	デイサービスセンターの送迎用車両の更改事業	1,700,000
特定非営利活動法人 広島自立支援センター とみに	731-5151	広島県広島市佐伯区五日市町上河内白が瀬1544	障がい者就労支援のためのおしぼり包装機の機械整備事業	2,000,000
社会福祉法人 福山愛生会	721-0911	広島県福山市青葉台1丁目20-2	障害福祉サービス事業所の通所・外出・送迎用車両の更改事業	1,400,000
社会福祉法人 倫 多機能型事業所 就労サポートありんこ（就労移行支援・就労継続支援B型）	739-2613	広島県東広島市黒瀬町檜原254-2	農園の農業用車両整備事業	1,500,000
特定非営利活動法人 山口県腎友会	753-0072	山口県山口市大手町9-6 山口県社会福祉会館2F	慢性腎臓病の早期発見と予防の周知のための啓発事業	1,824,000
特定非営利活動法人 ひかりエコ・エンジニアリング	761-8041	香川県高松市檀紙町1985番地3	障害者就労支援リサイクル施設の空調整備事業	1,000,000
特定非営利活動法人 らでいっしゅ福祉会	761-8082	香川県高松市鹿角町445番地1	作業所内の老朽化のための改修等事業	4,100,000
特定非営利活動法人 地域交流の会コスモスはうす	779-0236	徳島県鳴門市大麻町板東字西山田4番地1	宅老所増設ための施設改修事業	1,700,000
社会福祉法人 友情会	771-0220	徳島県板野郡松茂町広島字四番越5番地1	老朽化に伴う雨漏り被害による外壁塗装及び屋上防水等の緊急改修事業	5,000,000
社会福祉法人 愛媛いのちの電話	791-1114	愛媛県松山市井門町544-4	「インターネット相談」の事業立ち上げのためのパソコン新規設置事業	522,000
特定非営利活動法人 要約筆記 高知・やまもも	780-8081	高知県高知市若草町3-1-208	要約筆記者養成講座開催のためのパソコン増備設置事業	600,000
特定非営利活動法人 ワークスみらい高知	780-8011	高知県高知市梅ノ辻9-9	障害のある人の文化芸術による社会交流のためのアートゾーンプログラム事業	5,000,000
社会福祉法人 金丸福祉会	830-0047	福岡県久留米市津福本町517番地4	保育園のフェンス工事、門の取り付け改修事業	4,500,000
社会福祉法人 菊陽会	822-1211	福岡県田川郡福智町伊方4448番地	保育所の屋上防水改修工事	2,800,000
公益財団法人 九州盲導犬協会	810-0062	福岡県福岡市中央区荒戸3丁目3番39号福岡市市民福祉プラザ内	身体障害者補助犬の訓練・啓発用車両の更改事業	1,400,000
特定非営利活動法人 サボネットおごおり	838-0126	福岡県小郡市二森1167番地1 小郡市総合福祉センター内	通院・外出等送迎車両の更改事業	1,200,000
社会福祉法人 正勇会	803-0836	福岡県北九州市小倉北区中井1丁目7-14	特別養護老人ホームの通院・外出・送迎用車両の増備事業	2,200,000
社会福祉法人 福岡市身体障害者福祉協会	810-0062	福岡県福岡市中央区荒戸3-3-39 福岡市市民福祉プラザ4階	各種社会福祉事業のための車両新規配備事業	2,000,000
社会福祉法人 屏山福祉会	839-0824	福岡県久留米市善導寺町飯田359番地2	避難スベリ台の老朽化による改修工事	2,000,000
社会福祉法人 報恩保育園	830-1114	福岡県久留米市北野町高良1685番地4	市下水道事業推進及び園児用トイレの老朽化による改修事業	4,600,000
社会福祉法人 竜王	820-0079	福岡県飯塚市高田1181番地	食用廃油・アルミ缶を回収する車両の更改事業	1,020,000
社会福祉法人 緑樹会	822-0003	福岡県直方市大字上頓野4599-1	パン・焼菓子製造機器の新規設置事業	4,200,000
特定非営利活動法人 NPO小麦の家	849-4282	佐賀県伊万里市東山代町里字萩野359番地4	クッキー・ケーキの製造機器（オープン）の増備事業	2,600,000
特定非営利活動法人 子どもと文化のネットワーク ぽっぽ・わーど	841-0051	佐賀県鳥栖市元町1228-2 鳥栖市勤労青少年ホーム内	ひとりぼっちの子育てママのための心のサポート事業	500,000

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
社会福祉法人 佐賀春光園	849-0101	佐賀県三養基郡みやき町原古賀6994	福祉車両の整備事業	2,365,000
社会福祉法人 スプリングひびき	849-0917	佐賀県佐賀市高木瀬町長瀬196-3	生活介護事業所の送迎・外出用車両の増備事業	2,078,000
特定非営利活動法人 とす市民活動ネットワーク	841-0061	佐賀県鳥栖市轟木町1173番地 スーパーセンターイズミ鳥栖店2階	木育を使った子育て応援による地域コミュニティ再生事業	1,979,000
社会福祉法人 なごむ会	842-0203	佐賀県神埼市脊振町服巻5065-122	障害者支援施設の通院・外出・送迎用車両の更改造業	2,000,000
社会福祉法人 佐賀ライトハウス	840-0815	佐賀県佐賀市天神一丁目4-16	老朽化による施設改修事業	1,200,000
更生保護法人 佐世保白雲	857-1164	長崎県佐世保市白岳町730番地1	業務用冷蔵庫の新規購入事業	500,000
社会福祉法人 長崎慈光園	859-3618	長崎県東彼杵郡川棚町小串郷1956	食堂テーブル・椅子の老朽化による新規設置事業	2,000,000
社会福祉法人 宇佐福祉会	872-0102	大分県宇佐市南宇佐2570-1	園庭固定遊具新規整備事業	2,800,000
社会福祉法人 県南福祉会	876-0812	大分県佐伯市中江町4番35号	老朽化による食堂等の床面、外観等の改修事業	2,000,000
社会福祉法人 興隆会	879-0607	大分県豊後高田市新栄1220番地2	迎車車両の更改造業	900,000
特定非営利活動法人 こどもサポートにっこ・にこ	879-1307	大分県杵築市山香町大字野原1413番地3	世代間交流事業（“虹いろゆうびん”事業）	500,000
社会福祉法人 新樹会	870-1173	大分県大分市大字横瀬1050番地	地域交流スペースの新規設置にともなう視聴覚機器等整備事業	5,000,000
社会福祉法人 慈光会 にしき保育園	871-0314	大分県中津市本耶馬溪町西谷2863番地	園庭の排水整備事業	330,000
社会福祉法人 寿光福祉会 坂ノ市保育園	870-0325	大分県大分市久原中央2丁目8番16号	保育園遊具施設の老朽化のための改修事業	5,000,000
社会福祉法人 日吉会 明野台保育園	870-0134	大分県大分市大字猪野字東中尾463番地1	老朽化によるテラス雨漏り改修事業	5,000,000
社会福祉法人 ポプラ会 旦の原保育園	870-1119	大分県大分市高江北二丁目8番1	園児のための安全向上、構築物代替事業	900,000
社会福祉法人 友愛会 東舞鶴保育園	870-0939	大分県大分市中津留1丁目5-27	保育園テラスの床板老朽化、手・足洗い場の拡張及び段差解消のための改修事業	1,800,000
特定非営利活動法人 夢苞	878-0013	大分県竹田市大字竹田1529番地1	地域活動支援センターの送迎用車両の更改造業	2,000,000
社会福祉法人 若宮福祉会	877-0041	大分県日田市竹田新町2番33号	園児健康増進のための体育機器購入事業	900,000
社会福祉法人 荒尾市社会福祉協議会	864-0011	熊本県荒尾市下井手193-1	地域福祉推進にかかる車両の新規整備事業	1,000,000
社会福祉法人 清流会	869-4602	熊本県八代郡氷川町宮原1116	学園の老朽化外部塗装工事事業	5,000,000
特定非営利活動法人 ワークショップひなたぼっこ	863-1901	熊本県天草市牛深町129-3	うどん屋野の花の駐車場整備事業	1,410,000
社会福祉法人 綾町社会福祉協議会	880-1303	宮崎県東諸県郡綾町大字南俣615番地 綾町ケアハウス うるおいの里内	送迎用車両の更改造業	2,300,000
社会福祉法人 燦燦会	886-0003	宮崎県小林市堤2950番地	児童療育センターの障がい児デイサービスのための送迎用車両の更改造業	1,500,000
特定非営利活動法人 太陽の郷	880-2223	宮崎県宮崎市高岡町浦之名4083番地	地域活動支援センターの送迎用車両の整備事業	1,300,000
社会福祉法人 立縫会	889-1111	宮崎県日向市美々津町4074番地	特別養護老人ホームの送迎用車両の整備事業	1,300,000
特定非営利活動法人 いちごいち笑 ～明日香の家族～	899-2502	鹿児島県日置市伊集院町徳重1786番地2 前田平住宅4号棟106	家族介護者のための家庭介護・看護における事故予防と救急対応の心得伝授事業	500,000
特定非営利活動法人 健康づくりフォーラム	893-0014	鹿児島県鹿屋市寿2丁目14-5	高齢者の引きこもり予防と介護予防のためのサークル活動事業	5,000,000
特定非営利活動法人 こすも	891-3601	鹿児島県熊毛郡中種子町納官6079	障がい者就労支援B型の新規事業開拓のための鉄骨ハウス機器の新規設置事業	4,000,000
特定非営利活動法人 沖縄県自立生活センター・イルカ	901-2221	沖縄県宜野湾市伊佐4-4-1	障がい者の自立生活実現のための障がい者育成事業	500,000
更生保護法人 がじゅまる沖縄	903-0803	沖縄県那覇市首里平良町1-29-4	被保護者用談話室のソファセットの更改造業	120,000

②風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業(6団体 19,042,000円)

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
社会福祉法人 熊野緑会	647-0073	和歌山県新宮市木ノ川703	障害者支援施設の被災対策用の備蓄庫兼トイレ設置事業	4,000,000
特定非営利活動法人 和歌山県腎友会	640-8319	和歌山県和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛	要援護者のための災害（救急）時の減災（救命）支援事業	490,000
特定非営利活動法人 全国訪問美容・訪問託児センター	848-0031	佐賀県伊万里市二里町八谷瀬1189番地	託児学童保育施設のための避難経路確保事業	4,800,000
社会福祉法人 せるふねっと 2 1	865-0023	熊本県玉名市大倉1503番地1	保育園園舎の安全確保補強工事事業	3,675,000
特定非営利活動法人 みさと	869-6301	熊本県芦北郡芦北町大字天月1337-1	防災訓練・自主防災組織の立ち上げ支援事業	1,477,000
特定非営利活動法人 沖縄バリアフリー研究会	901-0152	沖縄県那覇市小禄1285-4 (2C)	収容避難所の安全・安心のための機能調査及び第二次収容避難所策定事業	4,600,000

③がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術研究、治療又は予防を行う事業(4団体 13,000,000円)

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
特定非営利活動法人　がんサーネット ジャパン	113-0034	東京都文京区湯島1-6-8中央自動車ビル7階	希少がん患者・家族を対象としたがん医療情報提供・共有のためのセミナー開催・ネット配信事業	5,000,000
特定非営利活動法人　H A I C S 研究会	101-0064	東京都千代田区猿楽町2-7-3　川崎パークビル7階	訪問看護師を対象とした感染予防講習会開催事業	800,000
特例財団法人　北陸予防医学協会	933-0945	富山県高岡市金屋本町1-3	若年者の乳がんを集団検診で早期に発見するための超音波診断装置の設置事業	2,200,000
公益財団法人　佐賀国際重粒子線がん治療財団	841-0033	佐賀県鳥栖市本通町一丁目802番地3	がん撲滅に向けた最先端医療「重粒子線がん治療」普及啓発事業	5,000,000

④交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業(1団体 3,200,000円)

配 分 団 体				使 途 内 容	配分額(円)
名 称		住 所			
特定非常利活動法人 ウォーターリスクマネジメント協会		231-0062	神奈川県横浜市中区桜木町1丁目1番地56 クリーンセンタービル5階市民活動共同オフィス内	各種ウォータースポーツ競技会における安全管理のための事業	3,200,000

⑤文化財の保護を行う事業(3団体 10,200,000円)

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
特定非営利活動法人 尾上蔵保存利活用促進会	036-0242	青森県平川市猿賀南野53-10	文化財保護の増進を目的とする農家蔵保存改修事業	4,700,000
特例財団法人 黒川能保存伝承事業振興会	997-0311	山形県鶴岡市黒川字宮の下291	『黒川能』の魅力を広く発信するため図譜を作成する事業	5,000,000
特定非営利活動法人 海底遺跡研究会	901-1403	沖縄県南城市佐敷字佐敷1539-192	沖縄県内の水中文化財の保護をするための検証作業	500,000

⑥青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業(35団体 58,667,000円)

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
特定非営利活動法人　コンカリーニョ	063-0841	北海道札幌市西区八軒1条西1丁目2-10	こどもたちの素直な自己表現のための演劇教室事業	500,000
特定非営利活動法人　NATURAS	041-0806	北海道函館市美原2丁目9番20号	子どもたちの郷土愛を深める教育プロジェクト事業	500,000
特定非営利活動法人　北海道自由が丘学園・ともに人間教育をすすめる会	062-0051	北海道札幌市豊平区月寒東1条15丁目5-11	本部兼教育実践施設の3階建て建物外壁改修事業	2,600,000
特定非営利活動法人　乗馬とアニマルセラピーを考える会	020-0101	岩手県盛岡市岩脇町1-25	被災児童等のこころのケアを目的とした馬とのふれあいによる青少年健全育成事業	2,304,000
特例社団法人　福島青年会議所	960-8041	福島県福島市大町2番5号	『わらしっ子塾～笑顔で一步一步・「希望」があるよ！そして「夢」もあるよ！～inつくば』実施事業	2,000,000
特定非営利活動法人　す馬いる	379-2223	群馬県伊勢崎市平井町1448-2	青少年の馬を通しての情操教育並びに循環型農業を体験する事業	2,064,000
特例財団法人　伊勢原すみどりのまち振興財団	259-1111	神奈川県伊勢原市西富岡320番地	グリーン・ハート・スクール実施のための搬送用車両の更改事業	799,000
特定非営利活動法人　健康生きがいがづくり教室	215-0005	神奈川県川崎市麻生区千代ヶ丘8-11-14	子どもと高齢者を繋ぐおもちゃふれあいフェスタ事業	2,000,000
特定非営利活動法人　シャーロックホームズ	220-0002	神奈川県横浜市区西区南軽井沢18-1　南軽井沢パークサイド110	空き店舗等を活用した困難を抱えた若者の起業支援・スキルアップ支援事業	4,980,000
特定非営利活動法人　地球学校	223-0064	神奈川県横浜市港北区下田町6-17-3	「漢字学習」意欲向上教材の新規開発事業	500,000
特定非営利活動法人　ミニシティ・プラス	224-0029	神奈川県横浜市区都筑区南山田2-1-2-306	ミニヨコハマシティ防災計画まちづくりプロジェクト事業	2,594,000
特定非営利活動法人　みんなのおうちバンビのピアノ	215-0021	神奈川県川崎市麻生区上麻生1-10-6　井上ハイツ306	学童保育児童が芸術を体感するための活動事業	230,000
特定非営利活動法人　劇場創造ネットワーク	166-0002	東京都杉並区高円寺北2-1-2　座・高円寺	「若者のためのじっくりものづくり塾」事業	500,000
特定非営利活動法人　基スカイパーク	136-0073	東京都江東区北砂6-19-11　コスモ大島101号	「集まろう！囲碁フェスタ2012 in Tokyo」開催事業	483,000
特例財団法人　全国高等学校定時制通信制教育振興会	160-0012	東京都新宿区南元町23番地　公立共済四谷ビル5階	勤労青少年の健全育成のための手記集作成・配布事業	1,000,000
特定非営利活動法人　全国不登校新聞社	114-0021	東京都北区岸町1-9-19	不登校、ひきこもりの子ども・若者のための進路講座・交流合宿、親のための研修合宿事業	370,000
特例社団法人　全日本ピアノ指導者協会	170-8458	東京都豊島区巣鴨1-15-1　宮田ビル3階	プロピアニストによるコンサート実施事業	500,000
特定非営利活動法人　東京児童文化協会	162-0807	東京都新宿区東横町4番地	高齢者を励ますための「お手紙キャラバン隊」事業	5,000,000
公益社団法人　日本フィランソロピー協会	100-0004	東京都千代田区大手町二丁目2番1号	社会意識の高い青少年を育成するための社会貢献学習プログラム推進事業	5,000,000
特定非営利活動法人　フリー・ザ・チルドレン・ジャパン	157-0062	東京都世田谷区南烏山6-6-5　3F	子ども活動応援事業	1,075,000
公益財団法人　金沢子ども科学財団	920-0913	石川県金沢市西町三番丁16番地	児童及び生徒の科学的活動機会拡充のためのオープンスクール事業	500,000
特例財団法人　丸岡町文化振興事業団	910-0298	福井県坂井市丸岡町霞1丁目41-1	青少年の健全な育成のための社会教育事業	500,000
特定非営利活動法人　ホールアース研究所	419-0305	静岡県富士宮市下柚野165	環境教育指導者を目指す高校生・大学生のための実践的な自然体験活動指導者講座開設事業	500,000
特定非営利活動法人　アジア日本相互交流センター・ICAN	460-0011	愛知県名古屋市中区大須3丁目5番地4号　矢場町パークビル9階	市民ボランティアによる外国にルーツを持つ子どもの教育促進事業	500,000
特定非営利活動法人　イカオ・アコ	470-3295	愛知県知多郡美浜町奥田　日本福祉大学内	高校生が「Think globally, Act locally」を実践するための環境教育事業	1,163,000
特定非営利活動法人　I. H. C. N	550-0013	大阪府大阪市西区新町1-12-14　ル・グランデ本町6階	学生ネットワークからの社会貢献活動の発信事業	5,000,000
特例社団法人　大阪市教育振興公社	541-0055	大阪府大阪市中央区船場中央4-1-10-203　船場センタービル10号館2階	「生きる力」を向上させる場づくり事業	500,000
特定非営利活動法人　ひょうご新民法21	662-0044	兵庫県西宮市平松町8-27	青少年のための「森林資源循環と次世代風土住宅の連携による持続的地域創造」普及啓発事業	1,420,000
特定非営利活動法人　レックス体操クラブ	670-0965	兵庫県姫路市東延末1-56-903	コーディネーショントレーニングを活用した体操教室事業	499,000
特定非営利活動法人　YCスタジオ	690-0061	島根県松江市白湯本町70番地	様々な困難を抱える若者のための多様な働き方創出事業	2,500,000
特定非営利活動法人　よもぎのアトリエ	739-1742	広島県広島市安佐北区亀崎4丁目12番1号	「起業・創造型共同作業所」と「能力獲得支援私塾」の開設プロジェクト事業	3,368,000
特定非営利活動法人　有田町どっとこむ	844-0018	佐賀県西松浦郡有田町本町内972番地32	学童の健全育成を目的とした学童保育特別講座事業	498,000
特定非営利活動法人　鳥栖子どもミュージカル	841-0051	佐賀県鳥栖市元町1228番地2	子どもの健全育成及び地域からの質の高い文化の発信事業「キッズミュージカルTOSU10周年記念公演」	4,970,000
特定非営利活動法人　普賢岳と共生する会	859-1505	長崎県南島原市深江町戊2962-35	農耕用トラクター配備事業	1,250,000
特定非営利活動法人　五ヶ瀬自然学校	882-1201	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡6452乙	青少年健全育成のためのスキー教室およびスキーキャンプ開催事業	500,000

⑦健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業(1団体 2,548,000円)

配 分 団 体				使 途 内 容	配分額(円)
名 称		住 所			
特定非営利活動法人 スマイルクラブ		277-0858	千葉県柏市豊上町23-29	中高齢者の健康と知的好奇心を支援するための『スマイル健康大学』事業	2,548,000

⑧地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図るために行う事業(5団体 19,400,000円)

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
特定非営利活動法人　みなと研究会	998-0011	山形県酒田市上安町1丁目5番地の2	ハタハタとの共生と循環型海洋資源構築のための事業	5,000,000
特定非営利活動法人　農に学ぶ環境教育ネットワーク	227-0031	神奈川県横浜市青葉区寺家町311番地	寺家ふるさと村里山再生市民参加プロジェクト事業	4,800,000
特定非営利活動法人　富士山測候所を活用する会	102-0083	東京都千代田区麹町1-6-9　DIK麹町ビル901	日本の自然環境保全のための富士山頂を利用した越境酸性雨観測事業	4,900,000
特例財団法人　環日本海環境協力センター	930-0856	富山県富山市牛島新町5-5	北東アジア地域の青少年を対象とした環境保全活動に取り組む人材育成のための事業	4,200,000
特定非営利活動法人　どんぐりモンゴリ	480-1151	愛知県愛知郡長久手町久保山1925番地	モリコロパークから東北へ緑のプレゼント事業	500,000

(2) 東日本大震災の被災者救助・予防(復興)助成(33団体 130,872,000円)

東日本大震災による被災者の救助又はその予防(復興)を目的とする事業

配 分 団 体		使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所		
社会福祉法人 札幌協働福祉会	002-8055 北海道札幌市北区篠路町福移147-3	東日本大震災の被災者の子供たちを対象に原発被災地から離れ北海道で安心して過ごしていただくための活動事業	3,630,000
社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会	020-0831 岩手県盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内	被災地から災害ボランティアへ「ありがとう」メッセージ贈呈事業	2,178,000
特定非営利活動法人 ケアセンターいこい	021-0893 岩手県一関市地主町2番26号	地震等災害時の独居高齢者の安否確認と一時避難所設置整備事業	3,140,000
社会福祉法人 盛岡いのちの電話	020-8691 岩手県盛岡市中央通一丁目6番1号	被災者支援のための電話受信に伴う通話録音装置の設置	1,800,000
特定非営利活動法人 くりこま高原・地球の暮らしと自然教育研究所	989-5371 宮城県栗原市栗駒沼倉耕英中74-1	震災復興における森林エネルギー活用促進のためのペレットストーブ設置事業	4,710,000
特例財団法人 結核予防会宮城県支部	989-3203 宮城県仙台市青葉区中山吉成二丁目3番1号	東日本大震災被災地住民の健康管理及び健康リスク対策支援事業	5,000,000
特定非営利活動法人 シャロームの会	984-0051 宮城県仙台市若林区新寺2-3-1 長屋ビル402号室	被災者の方々の交流・ボランティアの方々の宿泊施設確保のための支援事業	5,000,000
社会福祉法人 ふれあいの里	989-4601 宮城県登米市迫町新田字対馬51-7	東日本大震災に伴う避難障害者の受け入れのための送迎車両の新規配備事業	3,300,000
特定非営利活動法人 Aizu-CompuFarm	969-6232 福島県大沼郡会津美里町東尾岐字田中5391番地	"Virtual NARAHARA"原発事故全町避難による崩壊住民コミュニティ再生事業	5,000,000
特定非営利活動法人 勿来まちづくりサポートセンター	974-8223 福島県いわき市佐槻町東1-19-5	いわき市勿来地区津波被災者のアパート生活支援のためのサロン事業	4,000,000
特例財団法人 福島県保健衛生協会	960-8550 福島県福島市方木田字水戸内19番地6	福島県民の安全、安心のための放射能測定事業	5,000,000
特定非営利活動法人 たすけあいの会ふれあいネットまつど	270-0003 千葉県松戸市東平賀7番地の2	仮設住宅の地域コミュニティ形成のためのコミュニティカフェ「ふれあいひびき」開設事業	5,000,000
一般財団法人 世界子ども財団	259-0111 神奈川県中郡大磯町国府本郷1805-2	東日本大震災による原発問題を抱えている相双地区の医療・教育の環境整備事業	3,020,000
特定非営利活動法人 全日本企業福祉協会	215-0005 神奈川県川崎市麻生区千代ヶ丘8-11-14	東日本大震災で大阪に避難された被災家庭の子育てを通じた家庭環境健全化支援事業	4,000,000
特定非営利活動法人 鶴見川流域ネットワーク	223-0053 神奈川県横浜市中区北区綱島西2-5-10 コーリン綱島4F	東日本子どもの自然体験活動交流事業	3,000,000
特定非営利活動法人 日本災害救護推進協議会	214-0021 神奈川県川崎市多摩区宿河原6-19-28	被災地における「命への安心と安全」の環境を構築するためのAED設置と救命法の普及を目的とした事業	5,000,000
特定非営利活動法人 ハッピーライフ	245-0009 神奈川県横浜市区新橋町757番地グリーンアレー202号	被災地に太陽光街灯を届ける事業	5,000,000
特定非営利活動法人 ADRA Japan	150-0001 東京都渋谷区神宮前1-11-1	応急仮設住宅コミュニティにおける対話や交流支援事業	4,785,000
特定非営利活動法人 エコロジー・アーキスケーブ	108-0073 東京都港区三田2-7-9-1103	飯館村民の絆・つながり強化プロジェクト事業	4,254,000
特定非営利活動法人 学校マルチメディアネットワーク支援センター	101-0021 東京都千代田区外神田6-11-14 3331 Arts Chiyoda 207	東北の森林間伐材加工品を活用する被災地高校のための復興支援事業	3,000,000
特定非営利活動法人 こども福祉研究所	157-0064 東京都世田谷区給田3丁目9番2号516	明日を担う岩手県山田町の子どもたちのための放課後学習支援・軽食提供・地域交流事業	5,000,000
特定非営利活動法人 全国精神障害者地域生活支援協議会	160-0022 東京都新宿区新宿1-24-7 ルネ御苑プラザ418	東日本大震災における復興支援のための人材派遣事業に対するフォローアップ・情報共有事業	3,244,000
公益社団法人 日本水難救済会	102-0083 東京都千代田区麹町4丁目5番地 海事センタービル	水難救助体制復興のための救助機具整備事業	3,000,000
一般社団法人 日本プライマリ・ケア連合学会	101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-5	後期研修医の派遣による被災地の地域医療と地域の活性化のための事業	5,000,000
特定非営利活動法人 ヒューマンライツ・ナウ	110-0015 東京都台東区東上野1-20-6 丸幸ビル3F	東日本大震災に関連する被災者・周辺住民の権利保護のための調査・法律相談活動事業	5,000,000
特定非営利活動法人 ファザーリング・ジャパン	113-0021 東京都文京区本駒込2-1-18 芙蓉倶楽部301	被災地の子どもたちの支援のための絵本キャラバン隊活動事業	577,000
特定非営利活動法人 フローレンス	102-0072 東京都千代田区飯田橋4-8-4 第二プレシージャビル502号室	被災地に住む中高生に対する無償学習支援事業	5,000,000
特定非営利活動法人 野外遊び喜び総合研究所	183-0054 東京都府中市幸町1-28-11	福島県の子どもの自然体験と地域活性化のための復興支援事業	5,000,000
公益財団法人 理想教育財団	105-0004 東京都港区新橋2-20-15 新橋駅前ビル1号館	東日本大震災被災小中学校に対する図書教材寄贈事業	5,000,000
特定非営利活動法人 日本動物介護センター	500-8103 岐阜県岐阜市藍川町1-16	計画避難区域内被災者ペット犬の一時預かり及び放浪犬の保護事業	5,000,000
特定非営利活動法人 たんご村	626-0041 京都府宮津市鶴賀2074	「東日本大震災で被災した福島の小中学生のための丹後サマーキャンプ&がんばれ日本・人と人をつなぐ・炎の架け橋」事業	3,780,000
特定非営利活動法人 日本レスキュー協会	664-0832 兵庫県伊丹市下河原2丁目2-13	被災者のペット犬を預るための施設改修事業	1,764,000
国立大学法人 広島大学	739-8511 広島県東広島市鏡山1-3-2	宮城県の東日本大震災被災者の集団健康管理（ポピュレーションヘルスマネジメント）事業	3,690,000

2 カーボンオフセット年賀寄附金

地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範活大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図るために行う事業
(17団体 58,690,000円)

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称		住 所		
特定非営利活動法人 人まち育て I&I	064-0959	北海道札幌市中央区宮ヶ丘2丁目1-1 ラファイエット宮ヶ丘303 Platz内	排出権(J-VER)の取得・償却	2,604,000
特例社団法人 あきた地球環境会議	010-0001	秋田県秋田市中通6-1-65 PPビル4F	排出権(J-VER)の取得・償却	3,584,000
特定非営利活動法人 工房 JOYさあくる	017-0872	秋田県大館市片山町3丁目1-56	排出権(J-VER)の取得・償却	840,000
特定非営利活動法人 冒険の鍵クーン	018-4301	秋田県北秋田市米内沢字寺ノ下8-28	排出権(CER・J-VER)の取得・償却	2,899,000
特定非営利活動法人 まちおこし結っこ	012-0825	秋田県湯沢市北荒町2-20 雄勝郡会議事堂記念館内	排出権(J-VER)の取得・償却	840,000
特例社団法人 岩手県緑化推進委員会	020-0021	岩手県盛岡市中央通三丁目15番17号	排出権(J-VER)の取得・償却	1,050,000
特例社団法人 岩手県緑友会	020-0025	岩手県盛岡市大沢川原二丁目5-38	排出権(J-VER)の取得・償却	1,953,000
特例社団法人 東北地域環境計画研究会	020-0173	岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子152番地137	排出権(J-VER)の取得・償却	1,050,000
特定非営利活動法人 学校マルチメディアネットワーク支援センター	101-0021	東京都千代田区外神田6-11-14 3331 Arts Chiyoda 207	排出権(J-VER)の取得・償却	2,600,000
特定非営利活動法人 環境文明二十一	145-0071	東京都大田区田園調布2-24-23-301	排出権(J-VER)の取得・償却	2,611,000
特定非営利活動法人 共存の森ネットワーク	154-0004	東京都世田谷区太子堂5-15-3 R-rooms三軒茶屋1-A	排出権(J-VER)の取得・償却	3,563,000
特定非営利活動法人 Hydronet Energy	104-0061	東京都中央区銀座1-15-7 MAC銀座ビル 3F	排出権(CER)の取得・償却	17,962,000
特定非営利活動法人 MORIMORI ネットワーク	102-0082	東京都千代田区一番町15-1 一番町ファーストビル 6F	排出権(J-VER)の取得・償却	1,008,000
特定非営利活動法人 森のライフスタイル研究所	396-0025	長野県伊那市荒井22番地 通り町第一ビルB1F	排出権(CER・J-VER)の取得・償却	6,883,000
特定非営利活動法人 ホールアース研究所	419-0305	静岡県富士宮市下袖野165	排出権(J-VER)の取得・償却	2,100,000
特例財団法人 鳥取県造林公社	680-0803	鳥取県鳥取市田園町四丁目207番地	排出権(J-VER)の取得・償却	3,573,000
特定非営利活動法人 北九州エコ・サポーターズ	808-0002	福岡県北九州市若松区向洋町10-1	排出権(J-VER)の取得・償却	3,570,000

配分団体が守らなければならない事項

1 配分金の使途の制限

配分金は、郵便事業株式会社（以下「会社」という。）が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画（以下「実施計画」という。）以外の使途に使用してはならない。

2 実施計画の変更等

- (1) やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を会社に文書をもって届け出、その承認を受けなければならない。
- (2) 実施計画に基づく事業に予定の期日に着手することができないうとき、又は完了することができなくなったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。
- (3) 実施計画に基づく事業の遂行が困難となったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。

3 配分金の経理

配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途を明らかにしておかなければならない。

4 配分金に係るものであることの表示

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等には、配分金によるものである旨の表示をしなければならない。

なお、この表示は、実施計画に基づいて当該車両等が使用されている間は、引き続き掲げておかなければならない。

5 配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等の使途の制限

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等は、当該配分金の対象とする事業に係る使途以外の用に供してはならない。

6 余剰金

配分金に係る事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、速やかに会社に返還しなければならない。

7 その他

偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、会社の指示するところにより、当該配分金を返還しなければならない。

配分金の使途についての監査に関する事項

1 監査に応ずる義務

郵便事業株式会社（以下「会社」という。）が配分金の使途についての監査（以下「監査」という。）を行おうとするときは、配分団体は、これに応じなければならない。

2 監査の実施時期

監査は、配分金に係る事業完了の翌年度に行う。

3 監査の実施方法

- (1) 監査は、原則として実地監査により行う。ただし、監査対象団体が遠隔の地にあるなど、実地監査により難しい場合は、書面監査により行うことができる。
- (2) 当該事業の実施に要した経費の一部に配分金以外の資金を充当しているときは、監査に必要な限度において、当該資金を含め監査することがある。
- (3) 監査の具体的実施内容は、以下のとおりとし、詳細は会社が別の定めるところによるものとする。

ア 配分金の入出金状況の確認

イ 当該事業の実施状況

平成24年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された
寄附金の配分団体等の認可について

平成24年3月29日

総 務 省

1 郵便事業(株)からの認可申請の概要

(1) 寄附金付郵便葉書等の概要

郵便事業株式会社（以下「会社」という。）において以下の寄附金付郵便葉書等を発売（お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号）（以下「お年玉法」という。）第 5 条第 1 項）

①寄附金付絵入り年賀葉書（郵便料額 50 円 寄附金 5 円）、寄附金付年賀郵便切手（郵便料額 50 円、80 円、寄附金 3 円）

寄附金は、「高齢者・障がい者への福祉活動」、「青少年の健全育成」、「地球環境の保全」などお年玉法第 5 条第 2 項各号に掲げる事業を行う団体に配分（なお、お年玉法第 5 条第 2 項第 2 号の事業のうち、「東日本大震災の救助・予防(復興)」に関するものについて特別枠を設定し、優先的に配分）

②カーボンオフセット年賀葉書（郵便料額 50 円 寄附金 5 円）、カーボンオフセットかもめ〜る（郵便料額 50 円 寄附金 5 円）

寄附金は、お年玉法第 5 条第 2 項第 10 号の事業のうち、「国連に認証された途上国における温室効果ガス削減・吸収プロジェクトであるクリーン開発メカニズム(CDM) から得られる排出権又は国内で実施される温室効果ガス削減・吸収プロジェクトから得られる排出権 (J-VER) を取得し、日本政府の償却口座へ移転する」事業を行う団体に配分

【寄附金付年賀葉書等の販売枚数】

	販売枚数
一般寄附金	
寄附金付絵入り年賀葉書	1 億 3, 253 万枚
寄附金付郵便切手 (80 円)	116 万枚
寄附金付郵便切手 (50 円)	1, 185 万枚
カーボンオフセット	
カーボンオフセット年賀葉書	1, 027 万枚
カーボンオフセットかもめ〜る	57 万枚

(2) 寄附金総額・配分団体の決定（お年玉法第7条第3項）

・配分額（配分原資）

	一般寄附金	カーボンオフセット寄附金
寄附金額①	6億7,838万円	5,359万円
繰越金*②	2,429万円	581万円
配分費用**③	1,436万円	72万円
配分原資①+②-③	6億8,830万円	5,869万円
配分額	6億8,825万円	5,869万円
繰越金	5万円	0円

*前年度に配分決定した団体等において、精算により減額、配分決定後の辞退などにより配分金額が予定より減少

**配分費用は以下の費用の合計

- ・郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめのため会社において特に要した費用（人件費、PR費等）
- ・寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため会社において特に要する費用（寄附金の額の1.5%を限度とする）（人件費、審査委員会にかかる費用等）

・申請状況、配分団体等

（単位 件数：件、配分額：億円、採択率：％）

	申請				配分				採択率	
	件数	(前年)	金額	(前年)	件数	(前年)	配分額	(前年)	件数	金額
一般寄附金	907	(982)	23.3	(33.3)	314	(191)	6.9	(4.6)	34.6	29.5
東日本大震災関係以外	870	(937)	21.8	(24.1)	281	(184)	5.6	(3.6)	32.3	25.5
東日本大震災関係	37	(45)	1.5	(9.2)	33	(7)	1.3	(1.0)	89.2	88.2
カーボンオフセット寄附金	36	(47)	4.2	(6.5)	17	(12)	0.6	(0.6)	47.2	13.8
合計	943	(1,029)	27.5	(39.8)	331	(203)	7.5	(5.2)	35.1	27.1

(3) 「配分に係る寄附金（配分金）の使途の適正を確保するため配分団体が守らなければならない事項」、「配分金の使途についての監査に関する事項」（お年玉法第7条第4項）

2 寄附金配分の考え方

(1) 配分対象事業（寄附目的）

1 (1)に記載のとおり

(2) 配分対象団体

① 一般寄附金

- ・ 東日本大震災関係以外：社会福祉法人、更生保護法人、特例社団法人、特例財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人
- ・ 東日本大震災関係：営利を目的としない法人

② カーボンオフセット寄附金：特例社団法人、特例財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人

(3) 配分金の使途

- ① 寄附金を上記(1)の事業の実施に必要な費用に充当
- ② 平成25年3月末までに事業完了

(4) 配分の決定方法等

① 配分の決定方法

配分団体、配分団体ごとの配分すべき額、寄附金の使途について、外部の有識者により構成される寄附金審査委員会*において審議の後、会社において決定

* 年賀寄附金審査委員 12名、カーボンオフセット年賀寄附金審査委員 5名

【評価の要素】

・ 一般寄附金

(ア)社会的ニーズとその波及効果の度合い

(イ)先駆性の度合い

(ウ)事業計画の明確性・実現性の度合い

(エ)事業実施の緊急性の度合い

・ **カーボンオフセット**

(ア)申請団体の地球温暖化防止・排出権活動への取組状況、申請団体の経営基盤の安定性・信頼性

(イ)申請において提示される排出権が「良質」のものであるか、CDM・J-VER であること、二酸化炭素あるいはメタン由来のもの、再生可能エネルギー由来のもの、創出国・創出地域の環境に良好な影響を有するもの等

(ウ)申請において提示された排出権価額及び諸費用が適正と考えられるもの

(エ)排出権が平成24年度中に取得・償却できる実現性の高いもの

(オ)その他社会的意義の高いことなど

【留意事項】一般寄附金については、郵便資源（郵便配達網、局・支店スペース、ボランティア活動等）の活用による協働事業について配慮

＜審査委員からのコメント＞

- ・ 地域とのつながりを意識して、施設等の利用者も地域の一員として、地域に貢献したり、地域の地場産業と連動した作業をしていくことは大変意義がある
- ・ 防災や省エネ対策に取り組む申請が増えたのが特徴的 等

② 配分決定後の取扱い

配分決定後、各団体により実施計画を策定し、会社において事後監査及び事後評価を実施

(5) 配分団体が行う事業の例

【一般寄附金】

- ・ 重度障がい者の自立と社会参加のための余暇活動（外出・行事・創作活動など）支援事業 （① 社会福祉の増進）
- ・ デイサービスセンターの外出・送迎用車両の更改事業 （① 社会福祉の増進）
- ・ 若年者の乳がんを集団検診で早期に発見するための超音波診断装置の設置事業 （③ がん等の治療）
- ・ 子供たちによる高齢者を励ますための「お手紙キャラバン隊」事業 （⑦ 青少年の健全な育成）
- ・ 引きこもりの若者のための進路講座、交流合宿事業 （⑦ 青少年の健全な育成）
- ・ 東日本大震災による原発問題を抱えている相双地区（福島県）の医療・教育の環境整備のための事業 （② 東日本大震災特別枠 震災等の被災者救助）
- ・ 被災者支援の為に電話受信（いのちの電話）に伴う通話録音装置の設置 （② 東日本大震災特別枠 震災等の被災者救助）

【カーボンオフセット寄附金】

- ・ インドにおける水力発電プロジェクト （⑩ 地球環境の保全）
- ・ 岩手県県有林における森林吸収料取引プロジェクト （⑩）
- ・ 鳥取県造林公社における間伐促進型プロジェクト （⑩）

※ 事業名の後の番号はお年玉付郵便葉書等に関する法律第5条第2項に規定されている事業の号番号

3 審査結果

申請された平成 24 年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等については、以下のとおりお年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号。以下「法」という。）、お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 279 号。以下「政令」という。）及びお年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 7 号。以下「施行規則」という。）の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理 由
【政令】 （寄附金の配分団体等の決定の認可） 第 3 条 会社は、法第 7 条第 5 項の認可を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、認可申請書に前条第 1 項の申請書の写し及び同条第 2 項の添付書類の写しを添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。 【施行規則】 （認可申請書に記載する事項） 第 2 条 令第 3 条の認可申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 配分団体の名称及び住所 二 配分団体ごとの寄附金を使用して行おうとする事業の概要 三 配分団体ごとの配分すべき額 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。 一 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法 二 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号。以下「法」という。）第 7 条第 2 項の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳 三 法第 9 条第 2 項の規定により寄附金に充てられた金額	適	1 認可申請書に記載する事項及び申請書に添付する書類 郵便事業株式会社（以下「会社」という。）から提出された認可申請書には、施行規則第 2 条第 1 項各号に定める事項が別添申請書の別添 1 のとおり記載されているほか、施行規則第 2 条第 2 項各号に定める書類が添付されており、認可申請書に記載する事項及び申請書に添付する書類については、政令第 3 条及び施行規則第 2 条の規定に適合し、妥当なものと認められる。

審査基準	審査結果	理 由
【法】 第7条 2 会社は、前項の規定により取りまとめた寄附金（次条及び第9条を除き、以下単に「寄附金」という。）の額から、当該寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに同項の規定による取りまとめのため会社において特に要した費用の額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため会社において特に要する費用の額を控除するものとする。	適	<u>2 取りまとめた寄附金から控除する費用及び配分団体ごとの配分すべき額</u> <u>(1) 取りまとめた寄附金から控除する費用</u> 会社は、寄附金の額から控除する費用の額のうち、寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに当該寄附金に係る取りまとめのために特に要した費用として、寄附金公募の周知費用（周知用チラシ、新聞広告掲載料）等を計上しているところ、当該費用の額は、適切に積算されていることから、法第7条第2項の規定に適合し、妥当なものと認められる。 また、会社は、寄附金の額から控除する費用の額のうち、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のために特に要する費用として、寄附金の管理等に要する人件費等を計上しているところ、当該費用の額は、適切に積算されており、かつ、法第7条第2項に定める限度額を超えないものであることから、当該費用の額については、法第7条第2項の規定に適合し、妥当なものと認められる。 ※ 今回の寄附金の配分に当たって会社が控除する費用 ○ 一般寄附金 ア 寄附金付お年玉付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめに特に要した費用 ① 使途 ・ 寄附金公募の周知費用（周知用チラシ、新聞広告掲載料）等 ② 金額 ・ 738 万円 イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用 ① 使途 ・ 寄附金の管理等に要する人件費等 ② 金額 ・ 698 万円

審査基準	審査結果	理 由
		・ 法第7条第2項で定める上限（寄附金額6億7,838万円の100分の1.5に相当する額：1,018万円）の範囲を超えていない。 ○ カーボンオフセット寄附金 - ア 寄附金付お年玉付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめに特に要した費用 ① 使途 ・ 寄附金公募のために要した人件費 ② 金額 ・ 14万円 - イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用 ① 使途 ・ 寄附金の管理等に要する人件費等 ② 金額 ・ 57万円 ・ 法第7条第2項で定める上限（寄附金額：5,359万円の100分の1.5に相当する額：80万円）の範囲を超えていない
【法】 第5条 2 前項の寄附金は、次の各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを寄附目的とするものでなければならない。 - 一 社会福祉の増進を目的とする事業 - 二 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業 - 三 がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業 - 四 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業 - 五 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業 - 六 文化財の保護を行う事業	適	(2) 配分団体及び配分団体ごとの配分すべき額の決定（申請書中別添1参照） 配分団体の決定については、寄附金の公募要領によれば、会社において、申請団体の資格及び法第5条第2項第2号に掲げる事業を行う団体か否かについての内容審査を行った上で公募時に公表している審査基準に則って、社外有識者から構成される審査委員会で審議等を経て付された優先順位に従って決定し、上記(1)の費用の額を控除した後の寄附金における、配分団体ごとの配分すべき額の決定については、寄附金の公募要領によれば、会社において、申請額を基本として審査委員会が必要に応じて行う査定に基づいて決定していることから、審査の過程については、公正であると認められる。以上より、法第7条第3項に規定する配分団体及び配分団体ごとの配分すべき額の決定は妥当なものと認められる。

審査基準	審査結果	理 由
七 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業 八 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業 九 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業 十 地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業 第7条 3 <u>会社は、前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第5条第3項の規定により公表した同項第1号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定するものとする。</u> 5 会社は、第3項の規定による決定をし、又は前項に規定する当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、<u>総務大臣の認可を受けなければならない。</u>		
【法】 第7条 4 会社は、前項の規定による決定をするに当たっては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の使途の適正を確保するために当該配分団体が守らなければならない事項並びに配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項を定めるものとする。 5 会社は、第3項の規定による決定をし、又は前項に規定する当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、<u>総務大臣の認可を受けなければならない。</u>	適	<u>3 配分団体が守らなければならない事項（申請書中別添2参照）</u> 配分団体が守らなければならない事項については、その内容として、配分金の使途制限、実施計画の変更、配分金の経理に関するもの等が定められており、配分金の使途の適正を確保するために必要十分なものであることから、法第7条第4項の規定に適合し、妥当なものと認められる。

審査基準	審査結果	理 由
【法】 第7条 4 会社は、前項の規定による決定をするに当たっては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の使途の適正を確保するために当該配分団体が守らなければならない事項並びに配分金の交付、<u>配分金の使途についての監査</u>及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項を定めるものとする。 5 会社は、第3項の規定による決定をし、又は前項に規定する当該配分団体が守らなければならない事項若しくは<u>配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。</u>	適	<u>4 配分金の使途についての監査に関する事項</u>（申請書中別添3参照） 配分金の使途についての監査に関する事項については、その内容として、監査に応ずる義務、監査の実施時期、監査の実施方法が定められており、配分金の使途の適正を確保するために必要十分なものであることから、法第7条第4項の規定に適合し、妥当なものと認められる。

参 考 資 料

1 申請状況及び配分案

(1) 配分原資の状況

○一般寄附金

【収入】

1 受入寄附金額	6億7,838万円
2 繰越金・返還金	2,429万円
3 小計(1+2)	7億266万円

【支出】

4 費用	1,436万円
・寄附金付お年玉付郵便葉書等の発行及びそれらに付加された寄附金の取りまとめに 特に要した費用(寄附金付お年玉付郵便葉書等の周知のためのポスター等の調製費等)	738万円
・寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用 (寄附金の管理等に要する人件費、申請団体との間の通信費、監査のための業務旅費等)	698万円

【配分原資】

配分原資(3-4)	6億8,830万円
-----------	-----------

配分予定額	6億8,825万円
-------	-----------

【繰越金】

5万円

○カーボンオフセット寄附金

【収入】

1 受入寄附金額	5,359万円
2 繰越金	581万円
3 小計(1+2)	5,941万円

【支出】

4 費用	72万円
・寄附金付お年玉付郵便葉書等の発行及びそれらに付加された寄附金の取りまとめに 特に要した費用(寄附金の公募のために要した人件費)	14万円
・寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用 (寄附金の管理等に要する人件費、申請団体との間の通信費、監査のための業務旅費等)	57万円

【配分原資】

配分原資(3-4)	5,869万円
-----------	---------

配分予定額	5,869万円
-------	---------

【繰越金】

0万円

(参考1) 寄附金付お年玉付郵便葉書等の発行・販売状況(万枚)

種 類		発行枚数		対前年		販売枚数		対前年		販売率	
葉書	一般寄附金付(絵入り)	24年	16,004	90.9%		13,253	90.9%			82.8%	
		23年	17,610			14,578				82.8%	
	カーボンオフセット寄附金付(年賀)	24年	1,140	71.3%		1,027	95.6%			90.1%	
		23年	1,600			1,074				67.1%	
	カーボンオフセット寄附金付(暑中)	24年	130	65.0%		57	49.0%			43.7%	
		23年	200			116				58.0%	
切手	50円切手(売価53円)	24年	1,500	115.4%		1,185	102.4%			79.0%	
		23年	1,300			1,157				89.0%	
	80円切手(売価83円)	24年	185	100.0%		116	93.0%			62.8%	
		23年	185			125				67.6%	

(参考2) お年玉付郵便葉書全体(寄附金付も含む)の発行・販売状況(万枚)

お年玉付郵便葉書(合計)	24年	366,578	96.0%	335,268	97.3%	91.5%
	23年	382,025		344,429		90.2%

(2) 事業ごとの団体数及び配分額

一般寄附金	平成24年						平成23年					
	申 請			配分案			申 請			配 分		
	団体数	申請額(万円)	構成比	団体数	配分額(万円)	構成比	団体数	申請額(万円)	構成比	団体数	配分額(万円)	構成比
1号事業 (社会福祉)	732	182,070	78.1%	226	43,132	62.7%	799	206,694	88.7%	142	29,038	42.2%
再掲(1)車両	341	79,458	34.1%	68	10,339	15.0%	327	79,603	34.2%	33	8,895	12.9%
(2)機器	159	35,802	15.4%	59	9,313	13.5%	196	48,790	20.9%	25	4,433	6.4%
(3)施設	148	47,728	20.5%	49	14,272	20.7%	167	55,817	24.0%	26	7,276	10.6%
(4)活動・一般	55	17,703	7.6%	25	8,028	11.7%	63	20,233	8.7%	20	6,578	9.6%
(5)活動・チャレンジ	29	1,380	0.6%	25	1,180	1.7%	46	2,252	1.0%	38	1,856	2.7%
2号事業 (非常災害救助)	52	19,569	8.4%	39	14,991	21.8%	53	93,857	40.3%	8	10,184	14.8%
再掲(1)一般助成	15	4,734	2.0%	6	1,904	2.8%	8	1,853	0.8%	1	100	0.1%
(2)東日本大震災	37	14,835	6.4%	33	13,087	19.0%	45	92,004	39.5%	7	10,084	14.7%
3号事業 (特殊疾病)	5	1,800	0.8%	4	1,300	1.9%	7	2,553	1.1%	0	0	0.0%
4号事業 (被爆者の援助)	1	500	0.2%	0	0	0.0%	2	644	0.3%	2	644	0.9%
5号事業 (交通事故等防止)	4	1,210	0.5%	1	320	0.5%	4	1,481	0.6%	0	0	0.0%
6号事業 (文化財保護)	7	2,735	1.2%	3	1,020	1.5%	3	650	0.3%	2	550	0.8%
7号事業 (青少年健全育成)	81	17,556	7.5%	35	5,867	8.5%	86	19,813	8.5%	31	4,102	6.0%
8号事業 (スポーツ振興)	8	2,289	1.0%	1	255	0.4%	7	1,117	0.5%	0	0	0.0%
9号事業 (留学生援護)	1	300	0.1%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
10号事業 (地球環境保全)	16	4,988	2.1%	5	1,940	2.8%	21	5,733	2.5%	6	1,369	2.0%
合計	(92.4%) 907	(70.1%) 233,018	100.0%	(164.4%) 314	(150.0%) 68,825	100.0%	982	332,541	142.7%	191	45,886	66.7%

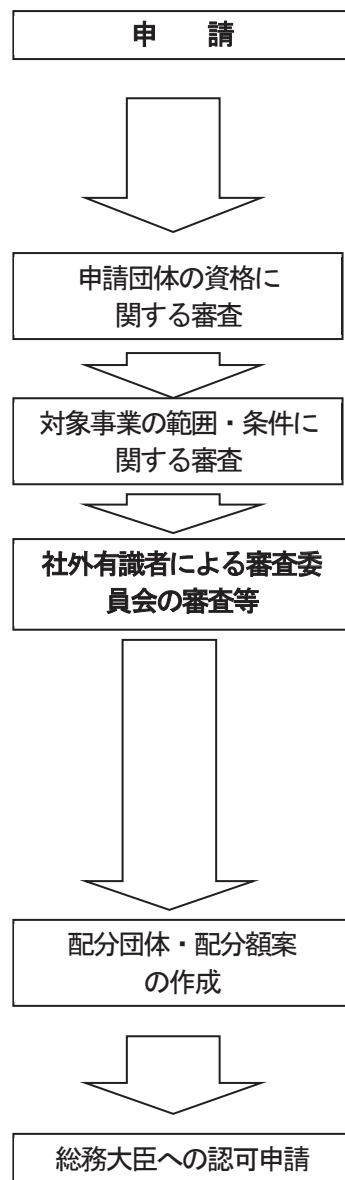
カーボンオフセット 寄附金	平成23年						平成23年					
	申 請			配分案			申 請			配 分 決 定		
	団体数	申請額(万円)	構成比	団体数	配分額(万円)	構成比	団体数	申請額(万円)	構成比	団体数	配分額(万円)	構成比
10号事業 (地球環境保全)	36	42,470	—	17	5,869	—	47	65,165	—	12	5,682	—
合計	(76.6%) 36	(65.2%) 42,470	—	(141.7%) 17	(103.3%) 5,869	—	47	65,165	—	12	5,682	—

注: 1 ()内は対前年比

2 構成比の各欄の値は、四捨五入したものであるため、各欄の値の合計が100.0%とならないものがある。

2 郵便事業株式会社における寄附金配分団体・配分額案 決定の流れ

○ 一般寄附金（一般助成）



郵便事業株式会社（以下「会社」という。）の「平成24年度年賀寄附金配分申請要領（参考資料6、以下「一般寄附金申請要領」という。）」に従い、平成23年10月1日～同年11月30日の間に申請

※ 申請分類「活動、施設、機器、車両、東日本」のうち、「活動」については、50万円超500万円未満の事業を対象とした「活動・一般」及び50万円以下の事業を対象とした「活動・チャレンジ」の2区分。

なお、「活動・チャレンジ」については、より多数の者に寄附金の活用を促す観点から設けられているものであり、年々段階を追った事業が行えるよう、複数年（最長4年）にわたる事業も可能。

（ただし、4年連続した配分を約束するものではなく、毎年審査を受ける必要あり）

一般申請要領2. 「申請のできる団体と連続年配分の制限（営利を目的としない公益の増進に寄与する法人格を持つ団体であること等）」に合致していることを審査

一般申請要領3. 「申請のできる事業分野と事業期間（お年玉付郵便葉書等に関する法律第5条第2項各号に掲げられている事業のいずれかに該当すること、平成25年3月末日までに事業が完了すること等）」に合致していることを審査

外部の有識者（審査委員12名）による書面審査（1件を各2名で審査）及び審査委員会で審議

審査委員会の審査に際し、申請（事業）内容の評価のほか、より多くの団体に配分が可能で、少額の配分でより大きな事業が可能なものとし、かつ、財政状況が厳しい団体に配分できるように、以下の定量的条件による優先順位付けの結果を加味

【優先順位付けの条件】

申請された寄附金申請額がより小さい方を優先

申請された寄附金率（事業総額のうち寄附金申請額が占める割合）が低い方を優先

団体の前年度決算における次期繰越収支差額のより小さい方を優先（次期繰越収支差額がマイナスの場合には、次期繰越収支差額を0円とみなす。）

以上の3つの条件ごとに偏差値を算出し、3つの偏差値の合計（総合ポイント）により順位付け

審査委員会の審査結果を踏まえ、会社において、寄附金の範囲内で配分団体を決定

※ なお、配分団体ごとの配分すべき額は、寄附金の配分額と用途については、申請者の発意に委ねているというお年玉付郵便葉書等に関する法律の規定の趣旨に則り、申請内容を基本として、事業実施の可否の審査を行い、必要に応じて減額を行った上で、決定

会社取締役会で決定の上、総務大臣に認可申請

○ カーボンオフセット寄附金

地球温暖化への対処、特にその原因とされる二酸化炭素をはじめとした温室効果ガス削減への取組みが国際的な課題とされている中、郵便事業株式会社において、温室効果ガスの削減に用途を限定した寄附金付お年玉付年賀葉書を発行。

本件寄附金については、国連に認証された途上国における温室効果ガス削減・吸収プロジェクトであるクリーン開発メカニズム（CDM）から得られる排出権の取得、及び環境省に認証された国内における温室効果ガス削減・吸収プロジェクト（J-V E R）から得られる排出権の取得に充てることとされている。

なお、会社においては、カーボンオフセット寄附金にあわせて、それと同等額を寄附することとしている。

（したがって、実際に配分される寄附金総額は、カーボンオフセット寄附金の倍額）

申 請

会社の「平成24年度カーボンオフセット年賀寄附金配分申請要領（参考資料参照。以下「カーボンオフ申請要領」という。）」に従い、平成23年10月1日～同年11月30日の間に申請

申請団体の資格に関する審査

カーボンオフ申請要領「申請のできる団体（日本の非営利法人（公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人（移行期間中の社団法人、財団法人）、NPO法人）で、地球環境の保全を図る事業（お年玉付郵便葉書等に関する法律第5条）を行う法人」に合致していることを審査

対象事業の範囲・条件に関する審査

カーボンオフ申請要領「国連に認証された途上国における温室効果ガス削減・吸収プロジェクトであるクリーン開発メカニズム（CDM）から得られる排出権」「国内で実施される温室効果ガス削減・吸収プロジェクトから得られる排出権（J-V E R）」の2種類の排出権の取得にすべて充てられることを審査

社外有識者による審査委員会の審査等

外部の有識者（審査委員5名：一般寄附金とは別）による書面審査及び審査委員会で審議

配分団体・配分額案の作成

審査委員会の審査結果を踏まえ、会社において、寄附金の範囲内で配分団体を決定

※ なお、配分団体ごとの配分すべき額は、寄附金の配分額と用途については、申請者の発意に委ねているというお年玉付郵便葉書等に関する法律の規定の趣旨に則り、申請内容を基本として、事業実施の可否の審査を行い、必要に応じて減額を行った上で、決定

総務大臣への認可申請

会社取締役会で決定の上、総務大臣に認可申請

3 配分団体が守らなければならない事項

1 配分金の使途の制限

配分金は、郵便事業株式会社（以下「会社」という。）が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画（以下「実施計画」という。）以外の使途に使用してはならない。

2 実施計画の変更等

- (1) やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を会社に文書をもって届け出、その承認を受けなければならない。
- (2) 実施計画に基づく事業に予定の期日に着手することができないとき、又は完了することができなくなったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。
- (3) 実施計画に基づく事業の遂行が困難となったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。

3 配分金の経理

配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途を明らかにしておかなければならない。

4 配分金に係るものであることの表示

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等には、配分金によるものである旨の表示をしなければならない。

なお、この表示は、実施計画に基づいて当該車両等が使用されている間は、引き続き掲げておかなければならない。

5 配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等の使途の制限

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等は、当該配分金の対象とする事業に係る使途以外の用に供してはならない。

6 余剰金

配分金に係る事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、速やかに会社に返還しなければならない。

7 その他

偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、会社の指示するところにより、当該配分金を返還しなければならない。

4 配分金の使途についての監査に関する事項

1 監査に応ずる義務

郵便事業株式会社（以下「会社」という。）が配分金の使途についての監査（以下「監査」という。）を行おうとするときは、配分団体は、これに応じなければならない。

2 監査の実施時期

監査は、配分金に係る事業完了の翌年度に行う。

3 監査の実施方法

- (1) 監査は、原則として実地監査により行う。ただし、監査対象団体が遠隔の地にあるなど、実地監査により難しい場合は、書面監査により行うことができる。
- (2) 当該事業の実施に要した経費の一部に配分金以外の資金を充当しているときは、監査に必要な限度において、当該資金を含め監査することがある。
- (3) 監査の具体的実施内容は、以下のとおりとし、詳細は会社が別の定めるところによるものとする。

ア 配分金の入出金状況の確認

イ 当該事業の実施状況

5 関係法令条文

お年玉付郵便葉書等に関する法律 (昭和二十四年法律第二百二十四号)	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令 (昭和三十三年政令第二百七十九号)	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則 (平成十五年総務省令第七号)
第二条 会社は、前条の規定により発行するお年玉付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。 - 一 発行の数 - 二 販売期間 - 三 くじ引の期日 - 四 前条第一項の金品の金額又は種類及び当せんの数 - 五 前条第一項の金品の支払又は交付の期日及び手続 (寄附金付郵便葉書等の発行) 第五条 会社は、寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手（お年玉付郵便葉書等を含む。以下「寄附金付郵便葉書等」と総称する。）を発行することができる。 2 前項の寄附金は、次の各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを寄附目的とするものでなければならない。 - 一 社会福祉の増進を目的とする事業 - 二 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業 - 三 がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業 - 四 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業 - 五 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業 - 六 文化財の保護を行う事業 - 七 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業 - 八 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業 - 九 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業 - 十 地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業		

お年玉付郵便葉書等に関する法律	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則
3 会社は、第一項の規定により発行する寄附金付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、当該寄附金付郵便葉書等が、寄附金付きのお年玉付郵便葉書等である場合には、当該お年玉付郵便葉書等に係る第二条の規定による公表の際、同条各号に掲げる事項のほか、第一号及び第四号に掲げる事項を公表すれば足りる。 - 一 寄附目的 - 二 発行の数 - 三 販売期間 - 四 付加される寄附金の額 4 寄附金付郵便葉書等には、寄附金の額を明確に表示しなければならない。 （寄附の委託） 第六条 会社（寄附金付郵便葉書等の販売に関する業務の委託を受けた者を含む。）から寄附金付郵便葉書等を購入した者は、その購入によつて、寄附金付郵便葉書等に表示されている額の寄附金を、当該寄附金付郵便葉書等につき前条第三項の規定により公表された寄附目的をもつて寄附することを会社に委託したものとする。 （寄附金の処理等） 第七条 会社は、前条の規定により委託された寄附金を遅滞なく取りまとめるものとする。 2 会社は、前項の規定により取りまとめた寄附金（次条及び第九条を除き、以下単に「寄附金」という。）の額から、当該寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに同項の規定による取りまとめのため会社において特に要した費用の額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため会社において特に要する費用の額を控除するものとする。 3 会社は、前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第五条第三項の規定により公表した同項第一号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定するものとする。		

お年玉付郵便葉書等に関する法律	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則
4 会社は、前項の規定による決定をするに当たっては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の使途の適正を確保するために当該配分団体が守らなければならない事項並びに配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項を定めるものとする。	（寄附金の配分を受けようとする団体の公募） 第一条 郵便事業株式会社（以下「会社」という。）は、お年玉付郵便葉書等に関する法律（以下「法」という。）第七条第三項の規定による決定をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該寄附金の配分を受けようとする団体を公募しなければならない。	（寄附金の配分を受けようとする団体の公募） 第一条 お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条の公募（以下単に「公募」という。）は、寄附金の配分を受けるための申請の受付期間の初日から起算して少なくとも一週間前に、新聞、インターネットその他の適切な方法により行わなければならない。 2 公募は、少なくとも次に掲げる事項を示して行わなければならない。 - 一 寄附金の配分を受けることができる団体の資格 - 二 寄附金の配分を受けるための申請の受付期間及び場所 - 三 申請に必要な書類 - 四 配分団体の選定の方法

お年玉付郵便葉書等に関する法律	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則
5 会社は、第三項の規定による決定をし、又は前項に規定する当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。 6 会社は、第三項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、その内容を公表するとともに、当該配分団体に係るその内容及び第四項に規定する事項を当該配分団体に通知しなければならない。	(寄附金の配分を受けるための申請の手続) 第二条 前条の規定に基づき寄附金の配分を受けようとする団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を会社に提出しなければならない。 - 一 申請団体の名称及び住所 - 二 申請団体の行う事業 - 三 寄附金を使用して行おうとする事業の実施計画並びにその事業の着手及び完了の予定時期 - 四 配分を受けようとする寄附金の額及びその算出の基礎 - 五 配分に係る寄附金の交付を必要とする時期 2 前項の申請書には、当該寄附金の寄附目的に係る事業を所管する大臣又は都道府県知事の意見書、定款、寄附行為その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。 (寄附金の配分団体等の決定の認可) 第三条 会社は、法第七条第五項の認可を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、認可申請書に前条第一項の申請書の写し及び同条第二項の添付書類の写しを添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。	(認可申請書に記載する事項) 第二条 令第三条の認可申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 - 一 配分団体の名称及び住所 - 二 配分団体ごとの寄附金を使用して行おうとする事業の概要 - 三 配分団体ごとの配分すべき額 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。 - 一 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法 - 二 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号。以下「法」という。）第七条第二項の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳 - 三 法第九条第二項の規定により寄附金に充てられた金額 (配分団体が守らなければならない事項に係る認可申請) 第三条 法第七条第五項に規定する同条第四項の配分団体が守らなければならない事項に係る認可の申請は、当該事項を記載した申請書を提出して行わなければならない。 (配分金の使途についての監査に関する事項に係る認可申請) 第四条 法第七条第五項に規定する同条第四項の配分金の使途についての監査に関する事項に係る認可の申請は、当該事項を記載した申請書を提出して行わなければならない。

お年玉付郵便葉書等に関する法律	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則
第八条 配分金の辞退等により、交付し、又は交付すべきであつた配分金の全部又は一部が返還され、又は交付できなくなつたときは、当該返還され、又は交付できなくなつた配分金は、その返還され、又は交付できなくなつた日以後最初に第五条第一項の規定により発行される寄附金付きの郵便葉書（第一条第一項の規定によりお年玉付きとして発行されるものに限る。）にその額が表示されている寄附金とみなす。 （寄附金の経理等） 第九条 会社は、寄附金を配分団体に交付するまでの間、これを運用した場合において、利子その他の収入金が生じたときは、その収入金を寄附金に充てるものとする。 2 前条の規定は、前項の利子その他の収入金について準用する。 第十条 会社は、毎年、前年の十月一日からその年の九月三十日までの間における寄附金に関する経理状況を公表するものとする。 （協議等） 第十一条 総務大臣は、第七条第五項の認可をしようとするときは、当該寄附金付郵便葉書等の寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議し、かつ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条 に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。 （政令への委任） 第十二条 この法律に定めるもののほか、寄附金の処理に関し必要な事項は、政令で定める。 （罰則） 第十三条 第七条第五項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした会社の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。	（審議会等で政令で定めるもの） 第四条 法第十一条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。	

6 平成24年度年賀寄附金 配分申請要領

平成24年度年賀寄附金 配分申請要領 — 社会貢献事業への助成金申請の公募 —

はじめに

社会貢献事業に対する平成24年度年賀寄附金の配分団体を次のとおり公募いたします。

申請受付期間：平成23年10月1日(土)から同年11月30日(水)

【年賀寄附金について】

国民の福祉の増進を図ることを目的として、昭和24年(1949年)12月に初めて「寄附金付お年玉付郵便葉書」(以下「寄附金付年賀葉書」という。)を、そして平成3年(1991年)からは「寄附金付お年玉付郵便切手」(以下「寄附金付年賀切手」という。)を発行しています。今年は始まりから数えて63回目を迎え、ご購入いただいた方々の善意の浄財である寄附金はこれまでに合計で約467億円に上ります。

年賀寄附金配分事業は、郵便事業株式会社が「お年玉付郵便葉書等に関する法律」(昭和24年11月14日法律第224号)に基づいてこれを行っております。お預かりしました寄附金を、法律に定められている10の分野の事業(P.5「申請のできる事業と事業期間」を参照)を行う団体に配分します。

年賀寄附金配分事業は、社会の発展に大きく貢献することを目的としています。

【年賀寄附金の意義について】

現在、年賀寄附金は年間約4億円強の規模にあり、日本有数の社会貢献助成資金です。しかもその寄附者は寄附金付年賀葉書あるいは寄附金付年賀切手を購入いただいた方々であり、年賀寄附金は多くの人々がその意志を持って社会貢献の寄附活動に参加するという裾野の広がりを持つ、日本の誇るべき助成資金です。

年賀寄附金配分事業は民間寄附金により支えられてきた事業であり、今後、より一層の社会的重要性が増すものと考えます。

【年賀寄附金配分事業の分野について】

年賀寄附金の配分は、公益活動を行う団体の福祉・人材育成・普及啓発・調査研究等の「活動」分野及び「施設改修」、「機器購入」、「車両購入」という「物品」を主体とする分野に対

し行われます。

なお、平成24年度年賀寄附金の配分においては、これまでの配分助成(一般枠)のほか、平成23年度に引き続き、東日本大震災による被災者の救助又はその予防(復興)を支援するために、特別枠として「東日本大震災の被災者救助・予防(復興)助成」を設定いたします。

1 一般枠(これまでの5つのプログラム)

申請区分	申請可能な金額
活動・一般プログラム	～500万円まで
活動・チャレンジプログラム	～50万円まで
施設改修	～500万円まで
機器購入	
車両購入	

2 特別枠

申請区分	申請可能な金額
東日本大震災の被災者救助・予防(復興)助成 (活動・施設・機器・車両の区分なし)	～500万円まで

活動・チャレンジプログラムは毎年申請と審査を条件として4年間継続して配分を受けることが可能です。この間に新規事業の企画、調査、試行を経て継続事業運営に入っていくステップを支援することにより、社会に先駆的事业が育ち、助成の裾野が広がることを企図しています。4年間継続せず、単年度で完了したり、可能性が見えてくれば途中から「活動・一般プログラム」として申請することも可能です(ただし、一般プログラムを実施した場合には、継続して配分を受けられる期間中であっても、次年度は配分を受けることはできません。)

【年賀寄附金配分事業の方向付け・審査・評価】

広く社会の知性により配分事業の方向付けをいただくために、平成18年に郵便事業株式会社の社外有識者による「年賀寄附金アドバイザー・グループ」を設置いたしました。そして年賀寄附金配分の申請を審査する年賀寄附金審査委員会が同じく社外有識者により構成され、さらに助成された事業の成果を評価する年賀寄附金評価委員会が社外有識者により構成されています。

このように年賀寄附金制度は透明で公正な事業運用がなされる仕組みを整えています。

なお、年賀寄附金配分による事業成果については事業評価を実施しています。この評価は、今後の年賀寄附金配分事業の改善のための参考として役立てるため、また、事業を実施された団体の皆さまに実施された事業が将来にわたり、よりステップアップにつながるよう再度、事業内容を見つめ直す機会にさせていただきたいと願っているものです。

【配分において今回特に留意する事項】

昨年度実施した「活動助成（一般・チャレンジ）」における郵便資源の活用等の留意事項を継続します。

郵便事業は社会貢献活動の一種として、地方公共団体との連携のもと、地域の一人住まいのお年寄りへの声掛け活動（ひまわりサービス）等を行っています。地域との連携を基盤とする事業として、これまで以上に、地域社会の発展、社会福祉への貢献を果たしていきたいと考えています。そこで従前からの地方公共団体との連携はもとより、地域に根ざした活動をしている様々な営利を目的としない団体との連携も積極的に進めていきたいと考えています。具体的には、郵便事業のもつ資源、例えば、地域の隅々までカバーした配達網、物流拠点、人的パワー等を活用あるいは協働した取組により、より成果を増進させることが期待できる活動などです。郵便事業としてどのような関わり方が可能か事前にご相談に応じるにより、郵便事業との協働にご関心のある営利を目的としない団体による申請を支援いたします。

※ 1 本件申請希望団体には、事前に年賀寄附金事務局に、郵便資源の活用ができるかどうかについての確認・照会していただいた上で、申請していただきます。

なお、事務局が協働の可能性実現へ向けお手伝いいたしますが、希望される活動内容等によってご希望に沿いかねる場合があります。また、あくまでも申請前における協働活動の実施可否の調整・確認であり、寄附金配分をお約束するものではなく、寄附金配分は申請後の年賀寄附金審査委員会の審査、郵便事業株式会社決定、総務省への認可申請、総務大臣認可により決定されますので、ご了承願います。

※ 2 参考事例

(1) 平成 23 年度年賀寄附金配分事例

- ① 子どもたちが、手紙やはがきを書いたり、遊びを通じて世代間交流をしたりすることで、楽しみながら「生きる力」を向上させる場づくり事業
- ② 地域社会の福祉の増進と発展を目的とした「届けよう! 助けよう! 絆つなごの押し花メッセージカード」事業

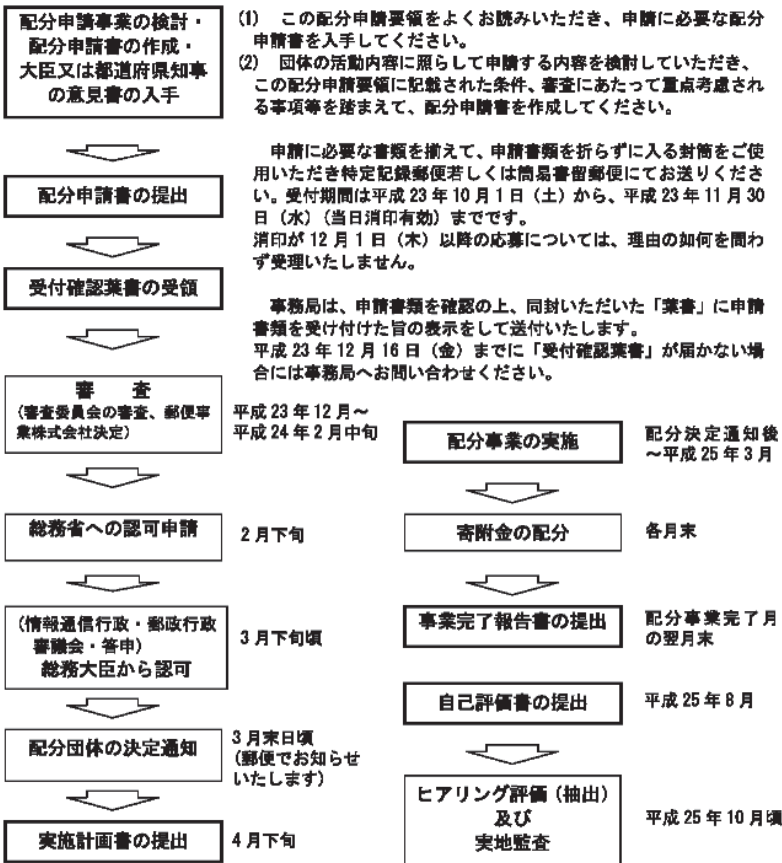
(2) 郵便事業の地方公共団体等との連携事例

- ① 過疎地域における高齢者への励ましの声かけ、② 道路損傷等の情報提供、③ 要保護高齢者・迷子の発見・保護、④ 安心パトロール、⑤ こども 110 番

(3) その他の事例

地域のための“ふれあいの場”提供、ものづくり教室の開催、各種サークルの発表・展示など。

1. 配分事業の流れ



※ 太線 () で囲んである事柄は、団体で行っていただくものです。

2. 申請のできる団体と連続年配分の制限

寄附金付年賀葉書あるいは寄附金付年賀切手の購入者からお預かりした年賀寄附金は申請により配分いたします。

申請可能な団体は、次の団体とし、下記3に示す10の分野の事業を行う法人が対象となります。

- (1) 一般枠は、社会福祉法人、更生保護法人、特例社団法人、特例財団法人、公益社団法人・公益財団法人、特定非営利活動法人(NPO法人)とします。
- (2) 特別枠は、営利を目的としない法人とします。

また、その法人は法人の最新決算時において法人登記後満1年以上を経過しており、丸1年間の年度決算書を確定している必要があります。

なお、年賀寄附金配分助成は2年連続して同一団体が受けることはできません。(平成23年度の配分決定を受けた団体は平成24年度の配分対象となりませんので、今回申請することはできません。昨年度申請したものの、配分を受けることができなかった団体は申請をすることができます。)。ただし、上述のとおり「活動・チャレンジプログラム」については、事業内容・実施状況に応じて4年間連続して配分を受けることができます(毎年申請して審査を受けていただく必要があります。)

3. 申請のできる事業と事業期間

申請できる事業は「お年玉付郵便葉書等に関する法律」により10の分野に定められています。団体は定款又は寄附行為に基づいて行うこれらの事業につき配分申請ができます。事業は寄附金を配分することを決定した日以降に実施し、平成25年3月末日までに経費の精算(支払い)も含めて完了するものを対象とします。事業は日本国内で実施されるものを対象とし、海外で実施される事業は対象外とします。

ただし、海外活動を行う団体が国内で行う啓発事業等は、国内で行われる事業ですから対象となります。

(1) 対象事業

- ① 社会福祉の増進を目的とする事業
- ② 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業
- ③ がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業
- ④ 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業
- ⑤ 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業
- ⑥ 文化財の保護を行う事業
- ⑦ 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業
- ⑧ 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業
- ⑨ 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業

- ⑩ 地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがつて広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図るために行う事業

※ 特別枠の東日本大震災の被災者救助・予防(復興)助成については上記②の事業のうち、特に東日本大震災による被災者の救助又はその予防(復興)を目的とする事業を対象とします。

(2) その他の条件

- ① 年賀寄附金及びそれ以外の助成団体への併行申請は可能ですが、年賀寄附金配分申請事業と重複する内容に対して別の補助金・助成金が決定された場合には年賀寄附金の配分は行いません。別の補助金・助成金の配分が決定された場合は速やかにご連絡をお願いいたします。
- ② 申請は1法人1申請とします。1施設1申請ではありません。また、車両購入は1申請につき1台です。
- ③ 整備する浴槽、配備する車両等が施設の入居者又は利用者へのサービスの提供に直接供されるなど、寄附金配分対象となっている10の事業(上記(1)①～⑩)の実施に直接つながるものであること。
- ④ 車両購入は、車両本体価格のみを配分対象とします(付属品及びオプション品の購入費用並びに税金及び登録諸費用は申請団体の負担となります。)
- ⑤ 車両・機器は、配備後自ら所有するものとし、リース・レンタル配備を行うものではないこと。また、中古品は対象としません。
- ⑥ 施設改修は、模様替工事、修理・保全工事、外構工事(門、塀、柵等)及び建築設備工事(電気・空調・給排水設備等)のみを対象とし、新築・増築(建築面積・床面積を増やすもの)は対象としません。施設は法人所有施設、公的施設を対象とします。個人所有施設の場合には5年以上の長期貸与契約(無償・有償を問いません。契約期間が5年以上であり、平成23年4月1日以降の残存契約期間が3年以上あるものとします。)がなされていることが条件となります。
- ⑦ 申請法人が自ら実施する事業であること。ただし、申請法人の責任において事業の一部を外部へ委託することは可能。

(3) 申請事業に期待すること。

- ① 社会的ニーズとその社会的波及効果の高い事業であること
事業への社会的要請が高く、また、事業実施後の成果の社会への普及効果が高いこと。
- ② 先駆性の高い事業であること
従来事業の単なる延長ではない、先駆性の高い事業であること。新しく先駆的な事業内容であるか、あるいは事業プロセスの新たな改善であること。
- ③ 事業計画が明確化され、実現性が高い事業であること
事業は具体的に計画され、1年間の事業内容として団体の事業規模に対して適切であり、事業実施のための人員配置・自己負担金・運転資金の調達が準備され、事業の成果目標が明確化され、今回の事業につながる過去の蓄積を持ち、実現の度合いの高

いこと。

④ 緊急性の高い事業であること

ここ1年間の事業年度内に実施する必要性の高い事業であること。

(4) 定量的条件の配成

上記(3)の期待することに加えて、以下の定量的条件が優先順位に加味されます。

- ① 寄附金申請額がより小さい方を優先（助成を必要とするできるだけ多くの団体に配分するため）
- ② 申請事業の事業総額に占める自己負担金の割合が大きい方を優先（事業の実施に向けて自己努力意識や準備の高い団体）
- ③ 団体の前年度決算における次期繰越収支差額のより小さい方を優先（財政状況が厳しく助成の必要性のより高い団体）

4. 配分申請に必要な書類

配分申請に必要な書類は下記のとおりです。年賀寄附金配分申請書の各種様式は年賀寄附金ホームページ (www.post.japanpost.jp/kifu/) 又は郵便CSRブログ (blog.post.japanpost.jp/csr/) からダウンロードできます。また、郵送で同様式を希望される方は下記の年賀寄附金事務局まで郵便葉書若しくはファックスにより、法人名、住所、電話番号及び「平成24年度年賀寄附金配分申請書類希望」と明記の上、お申込みください。

(1) 申請書類（必須提出書類）

- ① 年賀寄附金配分申請書（申請書には、一般枠として「活動・一般」、「活動・チャレンジ」、「施設」、「機器」、「車両」の5種類、そして特別枠として「東日本大震災の被災者救助・予防（復興）助成」の1種類、合計6種類の申請書がありますので、どれか1つを選択してください。）
- ② 配分申請する事業を所管する大臣又は都道府県知事等の意見書
※意見書の入手には時間が必要です。11月11日頃までには所管部門に意見書の交付申請をしてください。
- ③ 申請する団体の定款又は寄附行為
- ④ 平成22年度申請団体収支決算書
- ⑤ 平成23年度申請団体収支予算書
- ⑥ 必要な見積書
- ⑦ 郵便葉書

申請書類を受領した旨を事務局より通知いたしますので、配分申請書 P.1「実施責任者」の連絡先（住所）・氏名を宛名面に記載してください。

(2) 説明資料

- ① 施設の場合、図面及び改修箇所の写真など事業内容が具体的に分かる書類等（個人所有施設の場合は施設貸与契約書の写しも添付）
- ② 文化財の保護の場合、登録証明書など文化財の指定を受けていることの分かる

書類等

③ 団体を紹介したパンフレット等（作成している場合）

④ その他必要と考える説明資料

(3) 提出先

申請書類は受付期間中に下記あて、必ず郵便にてお送りください。その際、申請書（A4）を折らずに入る封筒を使用し、特定記録郵便若しくは簡易書留郵便としてください。

なお、申請に必要な書類が全て揃っているかどうか、よくご確認の上、提出ください。
特に「意見書」は必須ですので、入手のために余裕時間をもってご準備ください。

（申請書各種様式の申込み・申請書類の提出先）

〒100-8798

東京都千代田区霞が関 1-3-2

郵便事業株式会社 経営企画部 環境・社会貢献室内

年賀寄附金事務局

電話：03-3504-4401 FAX：03-3592-7620

（土日祝日を除く、10:00～12:00 又は 13:00～17:00 にお願いいたします。）

受付期間は平成23年10月1日（土）から、平成23年11月30日（水）（当日消印有効）までです。消印が12月1日（木）以降の応募については、理由の如何を問わず受理いたしません。

(4) 配分申請書記入上の注意

- ① 配分申請書の記入・印字に際しては黒インク（印刷、ボールペン、万年筆）の使用をお願いいたします。
- ② 配分申請書は、審査資料としてそのままコピーしますので、糊付けやホチキス留めはご遠慮ください。配分申請書用紙に切り貼りをした場合はコピーしたものを提出ください。
なお、コピーは両面刷りにしないでください。
- ③ 配分申請書は所定の様式を使用してください。記載紙面の追加等は認めていません。同ページ内の項目間において、行数を増減していただくことはかまいません。
- ④ 審査は申請書類（添付資料を含む）のみで行いますので、配分申請要領、配分申請書の注意書きに従い的確かつ簡潔に記載してください。

5. 配分の決定と通知の時期

- (1) 寄附金配分団体及び配分額は、社外有識者による審査委員会において審査の上、総務大臣の認可を受けて決定いたします。
- (2) 配分団体・配分額の決定は平成24年3月末を予定しており、申請された団体には、

採否の結果について書面にてお知らせいたします。

6. 配分事業の実施

- (1) 配分申請に対し、審査委員会において査定が行われる場合がありますので、申請された金額が減額となる可能性があります。減額されたために事業が実施できないと判断される団体は、寄附金配分を辞退することができます。
- (2) 配分決定の時期は申請から半年ほど経過しており、状況の変化もあると考えられますので、配分決定時点で事業計画の見直しを行っていただきます。見積もりを再度とり、現状に即した事業実施計画書を作成し、当社に提出していただきます。これに基づいて事業を実施していただくこととなります。ただし、申請の骨格を変えるような修正は審査の趣旨に反しますので、あくまでも申請内容に沿った小規模な修正としていただきます。
- (3) 配分決定後の事業計画の見直し及び事業終了時において、事業総額が減少した場合は、その差額分だけ配分決定寄附金額から減額いたします（自己負担金額の減額はできません）。また、事業総額が逆に増加した場合であっても、寄附金は増額になりませんので、増額分を自己負担していただくことになります。あらかじめご了承ください。
- (4) 寄附金は事業の終了月の月末に配分を予定しています。ただし、活動（一般・チャレンジ）及び東日本大震災の被災者救助・予防（復興）助成については、事業開始月の月末に配分予定です。

7. 年賀寄附金配分事業の表示

寄附金配分を受けて実施した事業においては、購入物件のある場合はその物件へ、冊子調製などはその冊子へ、その他の場合は何らかの方法をもって年賀寄附金配分事業により実施した旨の表示をしていただきます（詳細につきましては配分決定後、実施計画書を作成していただく際にご説明いたします。）。

なお、寄附金配分を受けて実施した事業につき機関誌等へ掲載する場合も、「郵便事業株式会社により年賀寄附金配分を受けました」等の記述をお願いします。

8. 事業終了時

事業の終了時には「事業完了報告書」及び「自己評価書」を提出していただきます。

9. 監査及び評価

寄附金を受けて実施された事業が適正に実施されたか、事業のその後はどうなったのか等を確認するため、法律により監査が義務付けられています。郵便事業株式会社社員が監査の

ために派遣され実際に監査を行います。

また、事業の完了後に事業成果の評価を行っています。自己評価及び評価委員会からのヒアリング調査（選定された案件につき）などがあります。ご協力をお願いします。

10. お問い合わせ

(1) お問い合わせの多い質問と回答

年賀寄附金ホームページ及び郵便CSRブログにて、お問い合わせの多い質問と回答を掲載しておりますので、ご参照ください。

年賀寄附金ホームページ [\(www.post.japanpost.jp/kifu/\)](http://www.post.japanpost.jp/kifu/)

郵便CSRブログ [\(blog.post.japanpost.jp/csr/\)](http://blog.post.japanpost.jp/csr/)

(2) 電話によるお問い合わせ

上記WEBサイトに書かれていないことに関しては、下記の電話番号にお問い合わせください。お問い合わせが多い場合には、電話がつながりにくいことがあります。あらかじめご了承ください。

年賀寄附金事務局

電話：03-3504-4401 FAX：03-3592-7620

（土日祝日を除く、10:00～12:00・13:00～17:00 にお問い合わせいただけます。）

11. その他ご注意

- (1) 審査の過程において、年賀寄附金事務局から申請事業内容等の確認のため、申請書に記載されている実施責任者に電話等をさせていただく場合があります。
- (2) 申請されました書類等はお返ししません。必ずコピー等を保管ください。
- (3) 寄附金を配分することが決定した場合には、団体名、代表者名、住所、事業概要、配分額等を公表いたしますので、あらかじめご了承願います。
- (4) 採否の理由等、選考に関わる内容に関するお問い合わせには一切応じかねますので、ご了承願います。

以 上

平成24年度カーボンオフセット年賀寄附金 配分申請要領

平成23年8月



平成24年度 カーボンオフセット年賀寄附金 配分申請要領

1

～ 目 次 ～

- P.2 はじめに
- P.4 配分事業の流れ
- P.5 カーボンオフセット年賀寄附金配分事業助成プログラム
 - P.5 I カーボンオフセット事業助成プログラム
 - P.6 II 地球温暖化防止活動事業助成プログラム
- P.7 申請のできる団体、審査委員会、事業の実施
- P.8 配分申請に必要な書類
- P.9 配分決定と通知の時期
- P.10 年賀寄附金配分事業の表示、事業終了時、監査及び評価
- P.11 お問い合わせ、その他ご注意、参考：平成23年度配分事例



地球温暖化抑制のため、温室効果ガス削減に寄与する事業に対する平成24年度カーボンオフセット年賀寄附金の配分団体を次のとおり公募いたします。

申請受付期間：平成23年10月1日(土)から平成23年11月30日(水)

■はじめに

【カーボンオフセット年賀について】

平成20年用寄附金付年賀葉書に初めて発行されました「カーボンオフセット年賀葉書」は、平成20年用～平成22年用ともに各1,500万枚が利用され、多くの方々にカーボンオフセットの認知を頂くことになりました。当初はあまり一般的ではなかった「カーボンオフセット」という言葉も、その後4年を経て、今や多くの方々の知るところとなりました。平成20年からは、かもめ～(暑中見舞い葉書)の一環として「カーボンオフセットかもめ～葉書」が発売し、夏、冬を通じてカーボンオフセット葉書が流通するようになりました。

CO₂の削減に協力したいと思いつながら、なかなか具体的行動の機会が得られない多くの方々から、葉書を買ってCO₂削減に貢献できる身近な仕組みとして支持を集めています。平成22年度カーボンオフセット年賀の寄附金により約4.7万tの排出権が取得され、償却を目的として、政府管理口座へ移転されましたので、環境省の国民的プロジェクト「チームマイナス6%」が掲げる1人1日当たりのCO₂削減目標1kgに対して、約4,700万人の1日分の削減目標の達成に貢献したことになります。

また、カーボンオフセット年賀葉書には年賀寄附金と弊社のマッチング寄附金を合計して10円の寄附金が付与され、1枚の同はがきで約3.0kgのCO₂削減に貢献したことになります。わが国の日常の家庭生活に起因する1人当たりのCO₂排出量は、1週間で約24kg、8枚の同はがきにより、1人が家庭生活から排出する1週間分のCO₂量を相殺することができます。

(※注1)「カーボンオフセット」とは、日常生活や経済活動において避けることができないCO₂の排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出されるCO₂についてその排出量を見積もり、排出量に見合ったCO₂の削減活動に投資すること(具体的には排出削減プロジェクトの実施に伴う排出削減量の取得)により、排出されるCO₂を埋め合わせるという考え方です。

(※注2) CO₂排出量は環境省データ「2009年度の温室効果ガス排出量(確定値)」、人口は「国勢調査2010.10.1推計人口」によります。

(※注3)「カーボンオフセット年賀」は、年賀葉書の製作や配達によって排出される温室効果ガスをオフセットするものではありません。日本全体の温室効果ガス削減目標である「マイナス6%」に貢献するものです。



【カーボンオフセット年賀寄附金について】

寄附金付年賀葉書は、国民の福祉の増進を図ることを目的として、昭和24年(1949年)に初めて発行され、今年で始まりから数えて63回目を迎えます。お預かりした寄附金は全て「お年玉付郵便葉書等に関する法律」(昭和24年11月14日法律第224号)に定められている10の分野の事業を行う団体に幅広く配分しています。

この一環として、平成20年用年賀葉書より寄附の目的を地球環境の保全を図るための温室効果ガス削減への貢献に限定した「カーボンオフセット年賀葉書」を発行しました。お預かりした寄附金及び郵便事業株式会社からの寄附金は排出権の取得・償却に全て充てられます。排出権については、国連に認証された途上国における温室効果ガス削減・吸収プロジェクトであるクリーン開発メカニズム(以下、CDM)から得られる排出権に加え、国内で実施される温室効果ガス削減・吸収プロジェクトから得られる排出権(オフセット・クレジット(以下、J-VER))も対象としています。この国内外の2種類の排出権の取得に全て充てられ、結果として家庭等でのCO₂排出量をオフセットすることにより、京都議定書で定められた日本の排出量削減目標であるマイナス6%達成のために貢献します。

【カーボンオフセット年賀寄附金の意義について】

カーボンオフセット年賀寄附金は、「年賀葉書を贈る(送る)」という国民的行事に基づき、多くの人々が地球環境の保全を図るために温室効果ガスを削減するという意思をもって寄附活動に参加するという世界でも類を見ない取組です。人類にとっての最重要課題である地球温暖化を抑制し、将来の世代に暮らしやすい地球を引き継ぐために、社会システムやライフスタイルの転換といった息の長い活動が強く求められる中、この取組の重要性や社会的意義は今後より一層高まるものと考えています。

【郵便事業株式会社の寄附金について】

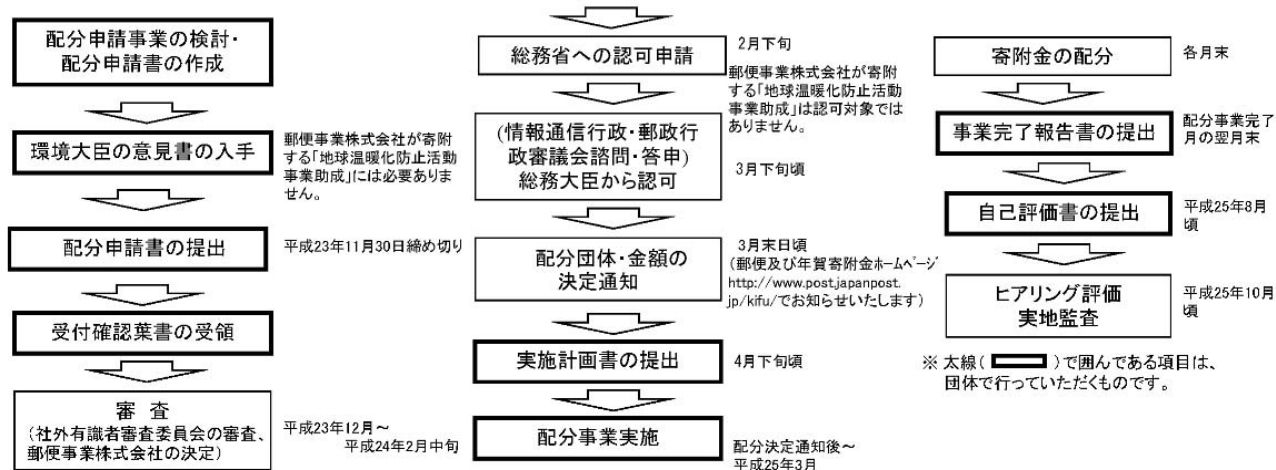
郵便事業株式会社は、平成24年度、カーボンオフセット年賀寄附金にあわせて、独自に、その2分の1の額を寄附(上限3,000万円)いたします。

また、排出権の取得・償却事業を行う団体が希望する場合はカーボンオフセット年賀寄附金とは別枠で、「地球温暖化防止活動事業」に対する助成を行います。



【配分事業の流れ】

- (1) この配分申請要領をよくお読みいただき、申請に必要な配分申請書を入手してください。
- (2) 団体の活動内容に照らして申請する内容を検討していただき、この配分申請要領に記載された条件、審査にあたって重点考慮される事項等を踏まえて、配分申請書を作成してください。申請に必要な書類を揃えて、申請書類を折らずに入る封筒をご使用いただき、簡易書留郵便しくは特定記録郵便にてお送りください。受付期間は平成23年10月1日(土)から平成23年11月30日(水)(当日消印有効)までです。消印が12月1日(木)以降の応募については、理由の如何を問わず受理いたしません。
年賀寄附金事務局は、申請書類を確認の上、同封いただいた「葉書」に申請書類を受け付けた旨を表示して送付いたします。平成23年12月16日(金)までに「受付確認葉書」が届かない場合には年賀寄附金事務局へお問い合わせください。



www.carbonoffset-nenga.jp

JP 日本郵便

30

【カーボンオフセット年賀寄附金配分助成プログラム】

I カーボンオフセット事業助成プログラム

1. 寄附金の規模

平成24年用カーボンオフセット年賀葉書は、1枚につき5円の寄附金が付加されており、寄附金の規模は販売枚数によることになります。また、今回においても郵便事業株式会社から寄附(お客さまから寄せられた寄附金額の2分の1、ただし3,000万円を上限とします。)をいたします。
この寄附金額の全てが排出権の取得・償却(無効化) ①排出権価額、②排出権の取得費用・排出権を国の償却口座(無効化口座)へ移転させるための費用等必要経費)のために活用されます。

2. 助成内容

申請団体にはCO2削減プロジェクトにより発行された排出権を取得し、平成24年度中に国の償却口座(無効化口座)に移転していただきます。
取得・償却(無効化)する排出権は、二酸化炭素やメタンガスの排出削減に寄与する活動から得られるものとし、かつ、排出権創出国や地域の発展や環境の改善に寄与する社会的意義の高い事業から創出されたもので、国連気候変動枠組み条約に基づきCDMプロジェクトとして認定されたもの及びJ-VERとして認定されたものとします。
事業実施の際には、取得した排出権が政府保有口座への移転(ログ登録)されたことを証明する取引記録あるいはJ-VERクレジットが無効化口座に移転されたことを証明する取引記録を事務局へ提出していただき、事業完了月の翌月末までに事業完了報告書を提出していただきます。

3. 助成金額

1件あたりの上限金額は設定いたしません。
助成金は月末交付となりますので、事務局へ取得した排出権が政府保有口座あるいは無効化口座へ移転されたことを証明する取引記録の提出日より当該月末若しくは翌月末に交付いたします。

4. 審査のポイント

審査のポイントは次のとおりです。
①排出権の由来するプロジェクトの良質さ、②排出権価額及び諸費用の適切さ、③事業実施の確かさ、④事業実施法人の事業目的の本事業との整合性 等



www.carbonoffset-nenga.jp

JP 日本郵便

II 地球温暖化防止活動事業助成プログラム

本助成は、前ページ I カーボンオフセット事業助成プログラムを申請される団体の中で、希望により、地球温暖化防止活動事業助成を行うものです。この助成金は郵便事業株式会社が寄附金として用意するもので、森林育成やCO2削減に結びつく活動及びその啓発など、地球温暖化の防止につながる活動について助成いたします。

※ 本プログラムは、I カーボンオフセット事業助成が決定し、かつ審査委員会において採択される必要があります。上記 I のカーボンオフセット事業助成が決定しても、審査において本プログラムが不採択になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

1. 助成金額

1件あたりの上限は50万円です。

当該活動を行うのに真に必要な金額とし、助成金は事業開始月の下旬に配分を予定しています。

事業総額に対して自己負担金(金額は任意)を用意していただきます。なお、申請された助成金額は査定により減額されることがあります。

配分決定後、再見積の段階で、申請時に予定している事業費総額より減額している場合は、決定した助成金額よりその差額分を差し引いて配分いたします。

2. 活動実施地域

活動実施地域は日本国内とします。

3. 活動事業に期待すること(優先配慮)

① 社会的ニーズとその社会的波及効果の高い事業であること

事業への社会的要請が高く、また、事業実施後の成果の社会への普及効果が高いこと。

② 先駆性の高い事業であること

従来事業の単なる延長ではない、先駆性の高い事業であること。新しく先駆的な事業内容であるか、あるいは事業プロセスの新たな改善であること。

③ 事業計画が明確化され、実現性が高い事業であること

事業は具体的に計画され、1年間の事業内容として団体の事業規模に対して適切であり、事業実施のための人員配置・自己負担金・運営資金の調達が準備され、事業の成果目標が明確化され、今回の事業に繋がる過去の蓄積を持ち、実現の度合いの高いこと。

④ 緊急性の高い事業であること

平成24年度内に実施する必要性の高い事業であること。

⑤ カーボンオフセット葉書の活用を啓発する有効な活動を含むこと。

4. 助成金の経費項目

別紙「活動助成対象経費項目一覧」のとおりです。



www.carbonoffset-nengo.jp

JP 日本郵便
POST

31

【申請のできる団体】

カーボンオフセット年賀葉書の購入者から郵便事業株式会社がお預かりした年賀寄附金、郵便事業株式会社の寄附金の配分団体及び配分額は団体からの申請(公募)により、社外有識者による審査委員会において審査の上、総務大臣の認可(郵便事業株式会社の寄附金を除く。)を受けて配分団体及び配分額を決定いたします。

申請のできる団体は、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人、特定非営利活動法人(NPO法人)とし、「お年玉付郵便葉書等に関する法律」(昭和24年11月14日法律第224号)第5条に規定されている地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図る事業を行う法人が対象となります。「新公益法人制度」により、申請後法人種別に変更が生じる場合は、申請時の法人格が継続されているものとみなします。

【審査委員会】

審査委員会は社外有識者により構成され、審査方針を策定し、団体からの申請内容を審査します。審査過程で申請団体に問い合わせを行うことがあります。

【事業の実施】

- (1) 申請金額に対し、審査委員会において査定が行われる場合がありますので、申請金額よりも減額となる場合があります。その場合は事務局より申請団体へ連絡を行い、減額されたために事業が実施できないと判断される団体は、年賀寄附金配分を辞退することができます。
- (2) 配分決定の時期は申請時から数か月経過しており、状況の変化もあると考えられますので、配分決定時点で事業計画の見直しを行っていただきます。現状に即した事業実施計画書を当社に提出していただき、これに基づいて事業を実施していただきます。ただし、申請の骨格を変えるような修正は審査の趣旨に反しますので、申請内容の趣旨を変えない範囲での事業内容変更、金額の小幅な変更のみ可能です。
- (3) 配分決定後の事業計画の見直し及び事業終了時において事業総額が減少した場合は、その差額分だけ寄附金から減額いたします(既に寄附金をお渡している場合は返納していただきます。)。また、事業総額が逆に増額した場合であっても、寄附金は増額になりません。増額分を自己負担していただくことになりますので、あらかじめご了承ください。



www.carbonoffset-nengo.jp

JP 日本郵便
POST

【配分申請に必要な書類】

配分申請に必要な書類は次のとおりです。年賀寄附金ホームページ(www.post.japanpost.jp/kifu/)、カーボンオフセットオフィシャルサイト(www.carbonoffset-nenga.jp/)及び郵便CSRブログ(blog.post.japanpost.jp/csr/)からダウンロードできます。インターネットにアクセスできない方は、下記年賀寄附金事務局まで郵便葉書若しくはファックスにより、法人名、住所、電話番号及び「平成24年度カーボンオフセット年賀寄附金配分申請書類希望」と明記の上、お申込みください。

■ 必要書類

(1) 申請書類

- ① 「カーボンオフセット事業助成申請書」、地球温暖化防止活動事業助成も申請される場合には、「地球温暖化防止活動事業助成申請書」も併せてご提出ください。
- ② 配分申請する事業を所管する環境大臣の「カーボンオフセット事業助成」についての意見書（「地球温暖化防止活動事業助成」に係る部分についての意見書は必要ありません。）
- ③ 申請する団体の定款又は寄附行為
- ④ 申請団体の平成22年度収支決算書及び平成23年度収支予算書
- ⑤ 申請団体に関する説明資料やパンフレット（過去の実績資料や記事等を添付できます。）
- ⑥ その他審査委員からその都度求められる書類

(2) 郵便葉書

申請書類を受領した旨を通知いたしますので、宛名面に配分申請書「実施責任者」の連絡先（住所）・氏名を記した郵便葉書を必ず同封してください。



申請書類は受付期間中に下記あて、必ず郵便（申請書を折らずに入る封筒を使用し、簡易書留郵便若しくは特定記録郵便）にてお送りください。

なお、申請に必要な書類が全て揃っているかどうか、よくご確認の上、提出ください。

（申請書類の申込み・申請書類の提出先）

〒100-8798

東京都千代田区霞が関1-3-2

郵便事業株式会社 経営企画部 環境・社会貢献室内 年賀寄附金事務局

電話：03-3504-4401 FAX：03-3592-7620

（土・日・祝日・年末年始を除く、10:00～12:00 又は 13:00～17:00にお願いいたします。）

受付期間は平成23年10月1日（土）から平成23年11月30日（水）（当日消印有効）です。

消印が12月1日（木）以降の応募については、理由の如何を問わず受理いたしません。

(3) 申請書記入上の注意

- ① 配分申請書の記入・印字に際しては黒インク（印刷、ボールペン、万年筆）の使用をお願いいたします。
- ② 配分申請書は、審査資料としてそのままコピーしますので、糊付けやホチキス留めはご遠慮ください。申請書用紙に切り貼りをした場合はコピーしたものを提出してください。
- ③ 配分申請書は所定の申請書様式を使用していただきます。記載紙面の追加等は認めていません。同ページ内の項目間において、行数を増減していただくことはかまいません。
- ④ 審査は申請書類（添付資料を含む）のみにて行うので、配分申請要領、申請書の注意書きに従い的確かつ簡潔に記載してください。

【配分の決定と通知の時期】

- (1) 配分団体及び配分額は、社外有識者による審査委員会において審査のうえ、総務大臣の認可（地球温暖化防止活動事業助成は認可の対象ではありません。）を受けて決定・発表いたします。
- (2) 配分申請額に対し、審査委員会において査定が行われる場合があります。
- (3) 配分団体・配分額の決定は平成23年3月末を予定しており、申請された団体には、採否の結果について、書面にてお知らせいたします。



【年賀寄附金配分事業の表示】

- (1) カーボンオフセット事業
 - ① 何らかの方法(ホームページなど)をもって、それが日本の温室効果ガス削減目標であるマイナス6%の達成に貢献したことを第三者が認知しうる広報活動を行っていただきます。
 - ② 寄附金配分を受けて取得した排出権について機関紙等へ掲載する場合は、郵便事業株式会社のカーボンオフセット年賀寄附金配分を受けた旨の記述をしていただきます。
 - (2) 地球温暖化防止活動事業
 - ① 上記同様、同活動事業について、何らかの方法(ホームページなど)をもって、第三者が認知しうる広報活動を行っていただきます。
 - ② 同活動事業について、機関紙等へ掲載する場合は、郵便事業株式会社の地球温暖化防止活動事業助成を受けた旨の記述をしていただきます。
- 上記広報活動については、年賀寄附金事務局(下記「お問い合わせ先」の連絡先)まで情報提供をお願いします。

【事業終了時】

カーボンオフセット事業及び地球温暖化防止活動事業終了の際に「事業完了報告書」、また、その後「自己評価書」を提出していただきます。

【監査及び評価】

寄附金を受けて実施された事業が適正に実施されているかを確認するため、法律により監査が義務付けられています。郵便事業株式会社社員が実地に監査にお伺いします。

また、事業の完了後に、事業成果の評価を行っています。自己評価及び評価委員会からのヒアリング評価などがありますので、ご協力をお願いします。



【お問い合わせ】

ご不明な点、ご相談等については以下までご連絡ください。締め切り間際において電話がつながりにくい場合があります。あらかじめご了承ください。

【年賀寄附金事務局】

電話:03-3504-4401 FAX:03-3592-7620
(土・日・祝日を除く10:00~12:00 又は 13:00~17:00にお願いいたします。)

【その他ご注意】

- (1) 審査の過程において、年賀寄附金事務局から申請事業内容等の確認のため、申請書にある実施責任者に連絡をさせていただく場合があります。
- (2) 申請されました書類等はお返ししません。必ずコピー等を保管してください。
- (3) 寄附金を配分することが決定した場合には、団体名、代表者名、住所、事業概要、配分額等を公表いたしますので、あらかじめご了承ください。
- (4) 採否の理由等、選考に関わる内容に関するお問い合わせには一切応じられませんので、ご了承ください。

【参考:平成23年度配分事例】

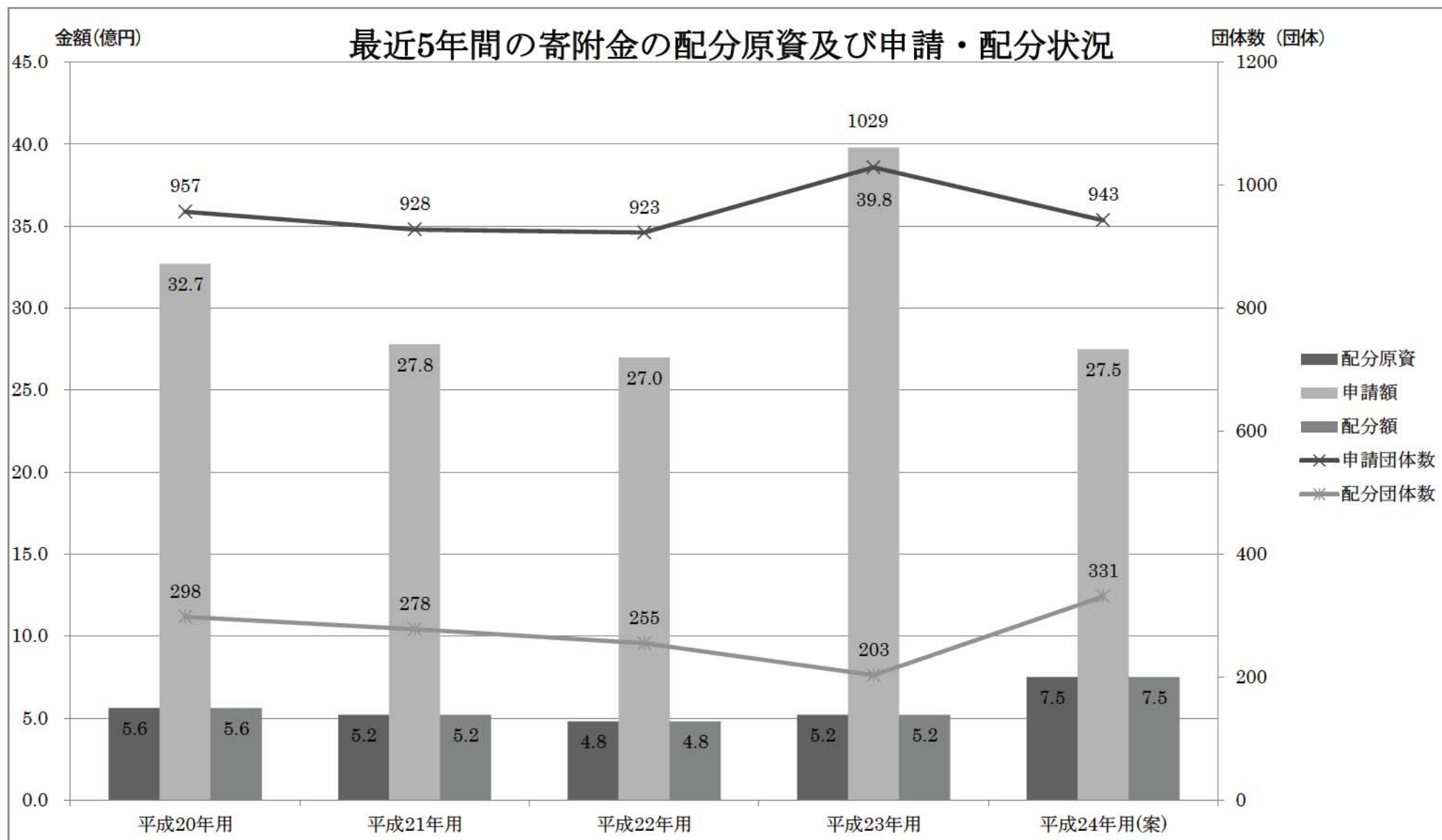
平成23年度カーボンオフセット年賀寄附金(平成22年度カーボンオフセットかもめを含む)は合計5,682万円となり、それに郵便事業会社からの同等額のマッチング寄附金をあわせて、合計額は1億1,508万円となりました。
また、地球温暖化防止活動事業については、郵便事業株式会社からマッチング寄附金とは別に756万円の寄附を行いました。



8 最近5年間の寄附金の配分状況

事業	20年用		21年用		22年用		23年用		24年用案	
	団体数	配分額	団体数	配分額	団体数	配分額	団体数	配分額	団体数	配分額
① 社会福祉の増進を目的とする事業	団体 236	万円 38,558	団体 210	万円 35,299	団体 176	万円 29,287	団体 142	万円 29,038	団体 226	万円 43,132
② 風水害、震災等非常災害による被災者の救助 又はこれらの災害の予防を行う事業 【内訳】（一般助成） （東日本大震災被災者向け助成）	5	1.4 806	5	1.3 667	3	1.3 610	8 1 7	19.7 100 10,084	39 6 33	20.1 1,904 13,087
③ がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学 術的研究、治療又は予防を行う事業	3	0.8 442	1	0.3 141	0	0.0 0	0	0.0 0	4	1.7 1,300
④ 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助 を行う事業	1	0.9 500	0	0.0 0	1	1.0 500	2	1.2 644	0	0.0 0
⑤ 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命 の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水 難の防止を行う事業	1	0.1 50	1	0.1 50	1	0.1 50	0	0.0 0	1	0.4 320
⑥ 文化財の保護を行う事業	4	1.6 886	3	0.8 441	4	1.6 745	2	1.1 550	3	1.4 1,020
⑦ 青少年の健全な育成のための社会教育を行う 事業	34	8.8 4,901	39	12.2 6,361	38	13.8 6,611	31	8.0 4,102	35	7.9 5,867
⑧ 健康の保持増進を図るためにするスポーツの 振興のための事業	4	0.8 419	1	0.1 50	5	0.6 306	0	0.0 0	1	0.3 255
⑨ 開発途上にある海外の地域からの留学生又は 研修生の援護を行う事業	1	0.6 350	0	0.0 0	1	0.4 175	0	0.0 0	0	0.0 0
⑩ 地球環境の保全を図るために行う事業 【内訳】（一般寄附金） （カーボンオフセット寄附金）	9 6 3	15.8 1,352 7,464	18 6 12	17.5 1,593 7,511	26 7 19	19.9 1,762 7,743	18 6 12	13.7 1,369 5,682	22 5 17	10.5 1,940 5,869
合 計	298	100 55,728	278	100 52,113	255	100 47,789	203	100 51,568	331	100 74,694

注 配分額欄上段は、配分総額に対する構成比（％）であり、構成比の各欄の値は、四捨五入したものであるため、各欄の値の合計が100.0％とならないものがある。



※平成 23 年用年賀については、東日本大震災被災者支援のため緊急公募を行い、通常の申請に加えて 45 団体 9.2 億円の申請が寄せられたことから、申請額及び申請団体数が例年より多くなっている。